福祉のてびき

障害がある方のために

枚方市

はじめに

このてびきは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付時に窓口でお渡ししている冊子です。福祉サービスをはじめ、障害のある方の生活を支えるさまざまな制度をご案内しています。枚方市が実施するものに限らず、障害者の生活に役立つ情報を可能な限り収集し掲載しています。

なお、諸制度を利用するには、多くの場合、事前に手続きが必要です。関連する法律の改正等により、本冊子に掲載している手続き方法や金額等の制度内容が変更されることもありますので、詳しい内容については担当窓口にお尋ねください。

各制度のページでは、対象者がわかるよう、下記のマークを使用しています。

㊎・・・身体障害者に関する情報
㊍・・・知的障害者に関する情報
㊌・・・精神障害者に関する情報

※本冊子の掲載情報は令和８年（２０２６年）７月１日現在のものです。
※本冊子の電子データは枚方市ホームページからダウンロードできます。
※目の不自由な方には点字版、音声版（ＣＤ）もご用意しております。ご入用の方はお知らせください。

令和８年（２０２６年）１０月
枚方市　福祉事務所　障害企画課・障害支援課

目次 ＜障害の種別・等級別制度一覧＞

○・・・該当　△・・・一部該当　　○印でも、年齢制限等で利用できない場合があります。
数字・・・等級制限あり（例：「3」とは3級以上が該当。以上とは3～1級）　*印は数字の等級内で一部制限があるもの

ページ数		6	11	12	17	18		20		21				24	25	26		27	36			
制度 ＼ 障害種別・等級等		1	2	3	4. 障害者手帳			5. 医療						6. 福祉用具								
		障害者総合支援法による障害福祉サービス・児童福祉法による障害児支援について	介護保険制度について	相談窓口	(1) 身体障害者手帳	(2) 療育手帳	(3) 精神障害者保健福祉手帳	(1) 重度障害者医療費助成	(2) 後期高齢者医療制度	(3) 障害者（児）歯科診療	(4) 自立支援医療（育成医療）	(4) 自立支援医療（更生医療）	(4) 自立支援医療（精神通院医療）	(1) 補装具の交付・修理	(2) 難聴児及び若者難聴者への特別補聴器の交付	(3) 人工内耳音声信号装置等購入費助成事業 聴覚障害児及び若者難聴者	(4) 緊急通報装置の貸与	(5) 日常生活用具の給付	(6) 小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付	(7) 自助具に関する製作・展示・相談	(8) 車いすの短期貸出し	
療育手帳	A（重度）	○	△	○		○		△	△	△					手帳交付対象外の難聴児及び22歳到達年度までの若者難聴者	人工内耳を装着している聴覚障害児及び22歳到達年度までの若者難聴者		△	△	小児慢性特定疾病に罹患する児童等	○	○
	B１（中度）	○	△	○		○		身障		△								△			○	○
	B２（軽度）	○	△	○		○				△								△			○	○
精神手帳	１級	○	△	○			○	△	△				△					△	△		○	○
	２級	○	△	○			○		△				△					△			○	○
	３級	○	△	○			○						△					△			○	○
身体障害者手帳 総合等級	１級	○	△	○	○			△	△	△				△				△	△		○	○
	２級	○	△	○	○			△	△	△				△				△	△		○	○
	３級	○	△	○	○			療育B1	△	△				△					△		○	○
	４級	○	△	○	○			療育B1	△	△				△					△		○	○
	５級	○	△	○	○			療育B1		△				△					△		○	○
	６級	○	△	○	○			療育B1		△				△					△		○	○
身体障害者手帳 障害機能別	視覚										△	△										
	聴覚・平衡機能										△	△										
	音声・言語・そしゃく										△	△										
	肢体不自由										△	△									○	
	内部機能障害 心臓機能										△	△										
	内部機能障害 じん臓機能										△	△										
	内部機能障害 呼吸器機能										△											
	内部機能障害 ぼうこう・直腸機能										△											
	内部機能障害 小腸機能										△	△										
	内部機能障害 免疫機能										△	△										
	内部機能障害 肝臓機能										△	△										

ページ数			37		38		39				40		41		42	43			44				
制度 ＼ 障害種別・等級等			7. 各種派遣と支援										8. 税金の減免			9. 公共料金等の割引							
			(1) 遠隔手話通訳サービス 手話通訳者・要約筆記者の派遣・	(2) 移動支援事業（ガイドヘルパー派遣）	(3) 障害児通学支援事業（通学ガイドヘルパー派遣）	(4) 日中一時支援事業	(5) 盲ろう者通訳・介助者派遣事業	(6) 訪問入浴サービス	(7) 配食サービス	(8) 視覚障害者リハビリテーション	(9) 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	(10) 重度障害者等就労支援特別事業	(1) 自動車税の減免	(2) 軽自動車税の減免	(3) 所得税・住民税・その他の税の控除	(1) 水道料金・下水道使用料の福祉減免	(2) ＮＨＫ放送受信料の減免	(3) 少額貯蓄の利子等の非課税	(4) 点字郵便物の無料扱い・点字ゆうパックの減額	(5) ＮＴＴふれあい案内	(6) 携帯電話基本使用料等の割引	(7) 市立有料施設利用料の減免等	(8) 文化施設等の入場料金の割引
療育手帳		Ａ（重度）		△	△	△					△	△	△	○	○	○	△	○		○	△	○	○
		Ｂ１（中度）		△	△	△					△	△	△	○	○		△	○		○	△	○	○
		Ｂ２（軽度）		△	△	△					△	△	△	○	○		△	○		○	△	○	○
精神手帳		１級		△	△	△					△	△	△	△	○	○	△	○		○	△	○	○
		２級		△	△	△					△	△			○		△	○		○	△	○	○
		３級		△	△	△					△	△			○		△	○		○	△	○	○
身体障害者手帳	総合等級	１級		△	△	△		△	△		△	△	△	△	○	○	△	○			△	○	○
		２級		△	△	△		△	△		△	△	△	△	○	○	△	○			△	○	○
		３級		△	△	△					△	△	△	△	○		△	○			△	○	○
		４級		△	△	△					△	△	△	△	○		△	○			△	○	○
		５級		△	△	△					△	△	△	△	○		△	○			△	○	○
		６級		△	△	△					△	△	△	△	○		△	○			△	○	○
	障害機能別	視覚					2			○				△					○	○			
		聴覚・平衡機能	△				2							△						6			
		音声・言語・そしゃく												△						4			
		肢体不自由												△						2*			
		内部機能障害 心臓機能												△									
		内部機能障害 じん臓機能												△									
		内部機能障害 呼吸器機能												△									
		内部機能障害 ぼうこう・直腸機能												△									
		内部機能障害 小腸機能												△									
		内部機能障害 免疫機能												△									
		内部機能障害 肝臓機能												△									

※この表の該当マークは目安です。詳細は各窓口までお尋ねください。

○・・・該当　△・・・一部該当　　○印でも、年齢制限等で利用できない場合があります。
数字・・・等級制限あり（例：「3」とは3級以上が該当。以上とは3～1級）　*印は数字の等級内で一部制限があるもの

ページ数			45	46			47	48			49	50		51	52			53	54			
制度 ＼ 障害種別・等級等			10. 交通料金の割引									11. 手当・年金・給付金										
			(1)旅客運賃の割引						(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
			①鉄道（ＪＲ・京阪）	②京阪バス運賃	③航空運賃	④有料道路の通行料金	⑤福祉タクシーの基本料金助成	⑥タクシー料金	福祉移送サービス	岡東町自動車駐車場の利用料	枚方市（有料）自転車駐車場の利用料	障害児福祉手当	特別障害者手当	（大阪府重度障害者在宅介護支援給付金）大阪府重度障がい者在宅生活応援制度	大阪府障がい者扶養共済	特別児童扶養手当	児童扶養手当	障害基礎年金	障害厚生年金	特別障害給付金	枚方市在日外国人障害給付金	大阪府重度障がい者特例支援給付金
療育手帳		Ａ（重度）	△	○	○	○	△	○	△	○	○	△	△	身障1,2	○	△	△	国民年金法の障害等級表による	厚生年金法の障害等級表による	国民年金法の障害等級表による	△	△
		Ｂ１（中度）	△	○	○			○	△	○	○				○	△	△					
		Ｂ２（軽度）	△	○	○			○	△	○	○				○	△	△					
精神手帳		１級	△	△			△	△	△	○	○	△	△		○	△	△					△
		２級	△	△				△	△	○	○				○	△	△					
		３級	△	△				△	△	○	○				△	△	△					
身体障害者手帳	総合等級	１級	△	○	○	○	△	○	△	○	○	△	△	療育A	○	△	△				△	△
		２級	△	○	○	○	△	○	△	○	○	△	△	療育A	○	△	△				△	△
		３級	△	○	○	△		○	△	○	○				○	△						
		４級	△	○	○	△		○	△	○	○					△						
		５級	△	○	○	△		○	△	○	○											
		６級	△	○	○	△		○	△	○	○											
	障害機能別	視覚																				
		聴覚・平衡機能																				
		音声・言語・そしゃく																				
		肢体不自由																				
	内部機能障害	心臓機能																				
		じん臓機能																				
		呼吸器機能																				
		ぼうこう・直腸機能																				
		小腸機能																				
		免疫機能																				
		肝臓機能																				

ページ数			55		56	57	58		59		60			61		62			63			
制度 ＼ 障害種別・等級等			12. 自動車				13. 災害	14. 貸付	15. 住宅		16. その他											
			(1) 自動車運転免許取得助成	(2) 自動車改造費の助成	(3) 駐車禁止除外指定車標章の交付	(4) 大阪府障がい者等用駐車区画利用証の交付	避難行動要支援者名簿の情報提供について	大阪府生活福祉資金	(1) 大阪府営住宅	(2) 重度障害者住宅改造助成	(1) 広報ひらかた	(2) 市議会	(3) 郵便等による不在者投票	(4) ふれあいサポート収集	(5) 大型ごみ持出しサポート収集	(6) 図書館	(7) 図書宅配サービス	(8) ラポールひらかた・福祉図書コーナー	(9) 認定こども園の保護者負担額の軽減 保育所（園）・幼稚園・	(10) ボランティアグループ	(11) ネットによる119番通報	(12) 成年後見制度
療育手帳		A（重度）			○	○	○	△	△	△				○	○	○	○	○	△	○		△
		B１（中度）						△	△							○	○	○	△	○		△
		B２（軽度）						△	△							○	○	○	△	○		△
精神手帳		１級			○	○	○	△	△					○	○	○	○	○	△	○		△
		２級						△	△							○	○	○	△	○		△
		３級						△	△							○	○	○	△	○		△
身体障害者手帳	総合等級	１級	△				○	△	△	△				○	○	○	○	○	△	○		
		２級	△				○	△	△	△				○	○	○	○	○	△	○		
		３級						△	△							○	○	○	△	○		
		４級						△	△							○	○	○	△	○		
		５級						△	△							○	○	○	△	○		
		６級						△	△							○	○	○	△	○		
	障害機能別	視覚			4*	4					○	○				○	○					
		聴覚・平衡機能			3	5*										○	○				△	
		音声・言語・そしゃく														○	○				○	
		肢体不自由		△	4*	6*				3*			2*			○	○					
	内部機能障害	心臓機能			3	4							3			○	○					
		じん臓機能			3	4							3			○	○					
		呼吸器機能			3	4							3			○	○					
		ぼうこう・直腸機能			3	4							3			○	○					
		小腸機能			3	4							3			○	○					
		免疫機能			3	4							3			○	○					
		肝臓機能			3	4							3			○	○					

※この表の該当マークは目安です。詳細は各窓口までお尋ねください。

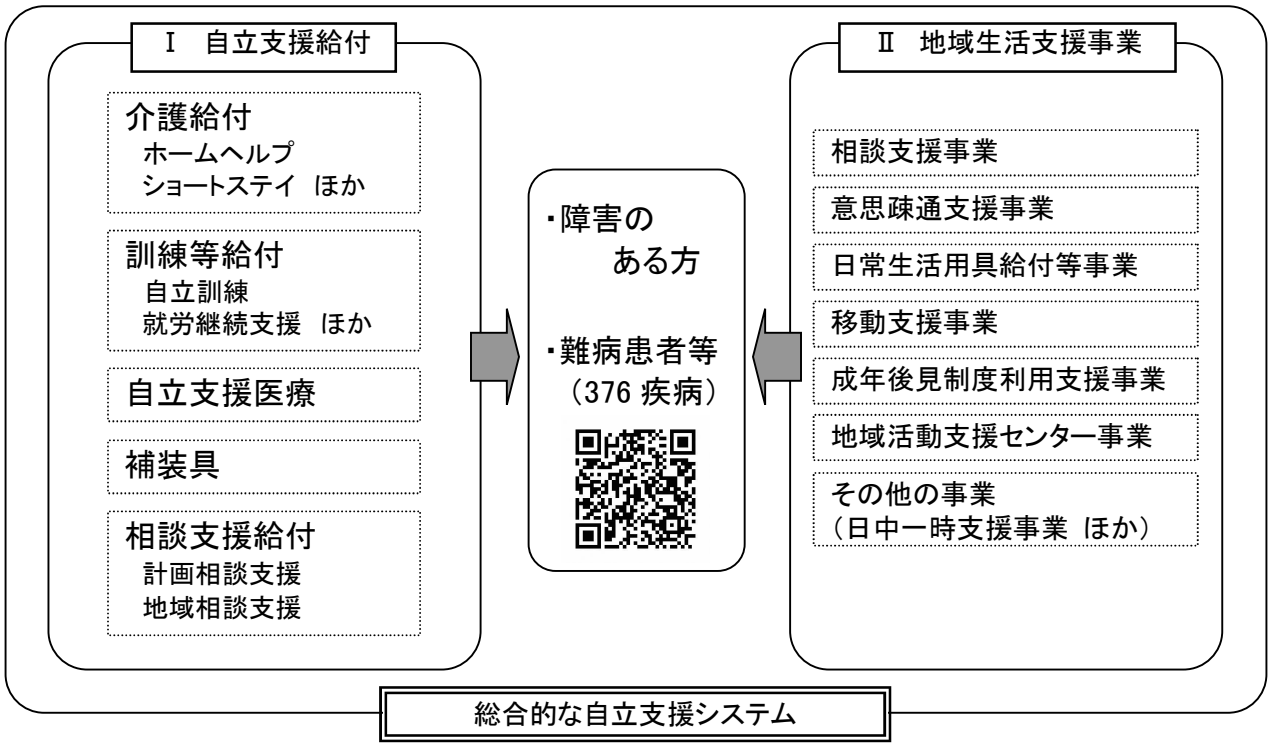
１．障害者総合支援法による障害福祉サービス・児童福祉法による障害児支援について

◆障害福祉サービス・障害児支援を利用するには

（１）相談・申請　：障害支援課へご相談・ご申請ください。
（２）調査　　：生活や障害の状況についての面接調査を行います。
（３）審査・認定　：調査結果をもとに審査会において障害支援区分を決定します。
（４）決定通知　　：サービスの利用意向（サービス等利用計画案）をもとにサービスの量と１か月あたりの支払いの限度額を決定して、受給者証を交付します。
（５）サービス利用：利用者は、指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申込みや契約を行います。サービスを利用したときは、利用者負担額を事業者・施設に支払います。

●　障害者総合支援法　●

「自立支援給付」を中心に、障害の種類をこえた共通のサービスを提供



Ⅰ　＜自立支援給付＞

国による制度。全国どこでも同じルールでサービスを提供。

（１）障害の種類にかかわらずサービスが提供されます。
（２）サービスの利用にあたって、その費用の１割や施設での食費・光熱水費等が必要になります。
※利用者負担上限月額の設定、高額障害福祉サービス費の支払等のほか、利用するサービスに応じて利用料や食費等について軽減措置があります（詳細は９・10・21 ページをご覧ください）。

Ⅱ　＜地域生活支援事業＞

市区町村による制度。各市区町村によって独自のルールのもとでサービスを提供。

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することが効率的・効果的な事業や、地方が自主的に取り組む事業。

◆主なサービスの内容

Ⅰ ＜自立支援給付＞

介護給付	ホームヘルプ（居宅介護）	入浴、排せつ、食事の介護、通院の付き添い等、居宅での生活全般にわたる介護
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害者及び精神障害者に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等、総合的な介護
	行動援護	知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護
	療養介護	医療が必要な方に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
	生活介護	障害者支援施設等で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供等の援助
	同行援護	視覚障害により、屋外での移動に著しい制限がある方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や移動中の介護
	ショートステイ(短期入所)	介護する方の病気等によって短期間の入所が必要な方に対して施設で行う入浴、排せつ、食事の介護
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護
	施設入所支援	施設に入所する方に対して夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	就労定着支援	一定期間にわたり本人との相談や雇用先への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施し、継続雇用を支援
	就労継続支援(A 型・B 型)	通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動等の機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	就労選択支援	就労先、働き方についてより良い選択ができるよう支援
	自立生活援助	定期的な居宅訪問等により利用者の状況を把握し、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施
	グループホーム(共同生活援助)	日常生活上の援助及び入浴、排せつ、食事の介護等グループホームで夜間や休日に行われる介護
相談支援給付	計画相談支援	適切なサービス利用に向けての相談やサービス等利用計画の作成
	地域相談支援	精神科病院や入所施設から地域生活へ移行するための相談支援や地域生活を継続していくための相談支援

※自立支援医療については 21～23 ページを、補装具については 24 ページをご覧ください。

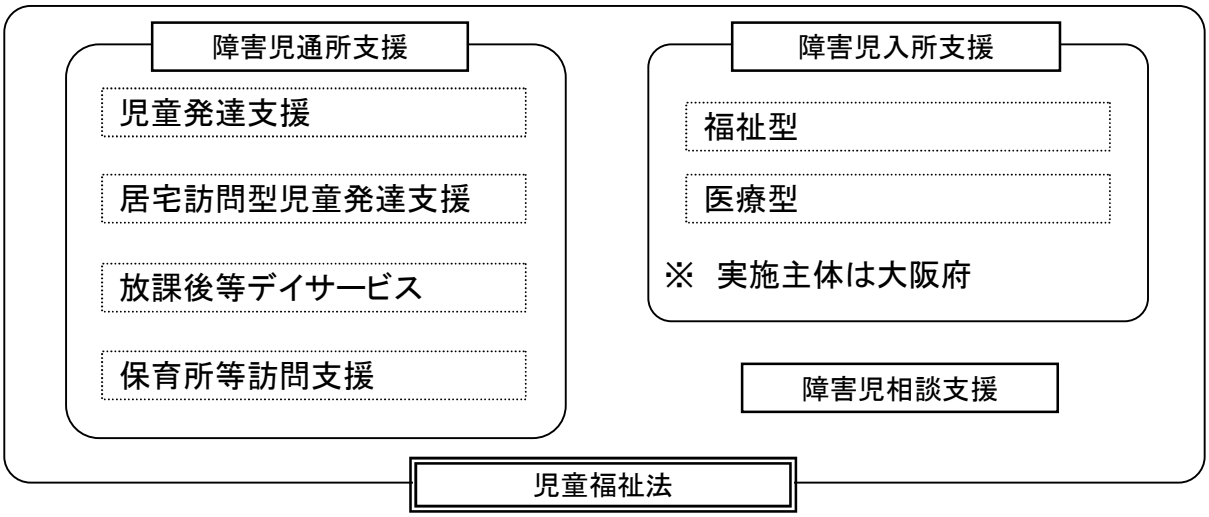
Ⅱ ＜地域生活支援事業＞

相談支援	障害者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行うもの　★無料 ※相談支援事業者の詳細は 12 ページをご覧ください
意思疎通支援	手話通訳者・要約筆記者の派遣、盲ろう者の方には通訳・介助者の派遣等を通じて、障害者の方の円滑な意思疎通を図るもの　★無料 ※詳細は 37,39 ページをご覧ください
日常生活用具給付	日常生活を便利に又は容易にするために必要な物の給付を行うもの ※詳細は 27 ページをご覧ください
移動支援 （ガイドヘルパー派遣）	障害者の外出に際し、円滑な移動を支援するもの ※詳細は 37 ページをご覧ください
障害児通学支援 （通学ガイドヘルパー派遣）	ひとりで通学が困難な障害のある児童・生徒の通学を支援するもの ※詳細は 38 ページをご覧ください

成年後見制度利用支援		市長申立に関わる成年後見制度の申立て及び利用の経費を助成するもの
地域活動支援センター		創作的な活動や生産活動の機会の提供やその他の日常生活を援助するもの ※詳細は 12 ページをご覧ください
その他の事業	日中一時支援	障害者(児)を対象とした短期入所の日帰り型及び放課後の見守り等を行うもの ※詳細は 38 ページをご覧ください
	訪問入浴サービス	通所による入浴サービスを受けることが困難な在宅の重度身体障害者(児)の居宅を訪問し、入浴介護を行うもの ※詳細は 39 ページをご覧ください
	・自動車運転免許取得助成 ・自動車改造費助成	・運転免許取得助成…身障手帳１級、２級で、本人の市・府民税が非課税で免許証の交付を受けた方について助成 ・改造費助成…身障手帳所持者で、就労等のため、自ら所有し自ら運転する自動車の操向装置等の一部を改造する場合に助成 ※それぞれ助成対象条件があります ※詳細は 55 ページをご覧ください

●　児　童　福　祉　法　●

＜障害児支援＞



通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応・療育等を提供
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援や放課後等デイサービスを利用することができない、重度の障害児の居宅に訪問して発達支援を提供
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための療育支援を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等に居場所を提供
	保育所等訪問支援	保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障害児を対象に、集団生活の適応のための専門的な支援を提供
入所支援	福祉型障害児入所支援	主に重度・重複障害児を対象に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与等を提供
	医療型障害児入所支援	福祉型障害児入所支援の内容に加え、医療を提供
障害児相談支援		障害児通所支援のサービス利用に向けての相談やサービス等利用計画の作成

◆障害福祉サービス・障害児支援を利用できる事業者について

枚方市内指定障害福祉サービス事業者等一覧は右記コードからご覧いただけます。

A.《 共通する負担軽減のしくみ 》

〇利用者負担上限月額

１か月あたりの負担が増えすぎないよう、所得に応じて負担上限額を設定しています。

所　得　区　分			負担上限月額
生活保護	生活保護を受給している方		０円
低 所 得	障害者本人と配偶者の市民税が非課税の方 障害児の場合は、保護者の属する世帯の市民税が非課税の方		０円
一 般 １	成人	居宅で生活する障害者本人と配偶者の市民税所得割額が合計 16 万円未満の方	９，３００円
	児童	居宅で生活する障害児の保護者の属する世帯の市民税所得割額が、合計 28 万円未満の世帯	４，６００円
一 般 ２	障害者本人と配偶者（児童の場合は保護者の属する世帯）の市民税所得割額が「一般１」以外の方		３７，２００円

〇高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数人いる場合や、障害福祉サービスを利用する方と同じ世帯に児童福祉法にかかるサービスを利用する方がいる場合又は介護保険サービスを利用する方が障害福祉サービスを併せて利用している場合で、かつ、１か月の利用者負担の合計額が一定額を超えている場合は、超過額相当分について申請により償還される場合があります。申請の際には領収証等の提出が必要です。

※補装具の購入および修理に要した費用も対象となります。詳細は障害企画課へ。

〇就学前児童の多子軽減措置

児童発達支援等の障害児通所支援を利用している未就学児について、幼稚園や保育所、障害児通所事業所等に通う未就学の兄・姉が同じ世帯にいる場合、利用者負担額が軽減される制度があります。また、保護者の属する世帯の市民税所得割額が 77,101 円未満の家庭であり、障害児通所支援を利用している未就学児と生計を同じくする兄・姉（年齢は問わない）がいる場合においても、多子軽減措置の対象となります。申請の際には、在園証明書等の書類が必要な場合があります。

〇就学前障害児の発達支援の無償化

就学前の障害児の発達支援について満３歳になった後の最初の４月から小学校入学までの３年間を対象に、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料が無償化の対象となります。また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

〇その他

サービス利用による負担によって生活保護となる場合は、生活保護とならないよう１か月あたりの支払限度額の区分引き下げや実費負担の軽減を図ります。

「療養介護」サービス利用者で「低所得」に該当する方には負担額が軽減されることがあります。

B.《 利用するサービスに応じた負担軽減のしくみ 》

○通所サービスを利用している方の食費・光熱水費等の実費負担

「生活保護を受けている方」、「低所得」又は「一般のうち、障害者は市民税所得割額が 16 万円未満、障害児は市民税所得割額が 28 万円未満の世帯」の場合、食費のうち人件費に相当する金額を軽減します（人件費相当分減額経過措置）。

○入所サービスを利用している方の食費・光熱水費等の実費負担

「生活保護を受けている方」又は「低所得」に該当する方の場合、手元に「その他生活費」として一定の金額が残るよう実費負担を軽減します（補足給付）。

○グループホームに入居している方の家賃の実費負担

「生活保護を受けている方」、「低所得」に該当する方の場合、家賃の実費負担を軽減（１万円以内）します（特定障害者特別給付費）。

◆障害福祉サービス相当の介護保険サービスを利用している方の利用負担額の軽減

65 歳以上の「生活保護を受けている方」又は「低所得」に該当する方のうち、65 歳に達するまで相当の長期間にわたり介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（※１）を利用してきた障害のある方が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（※２）を利用する場合に、障害の程度等の要件を満たす方に限り、当該介護保険サービスの利用者負担を軽減します。なお、平成 23 年 10 月 1 日以前に 65 歳に到達している方については、本給付の対象となりません。

※１　介護保険サービスに相当する障害福祉サービス：「居宅介護」「重度訪問介護」「生活介護」「短期入所」

※２　障害福祉サービスに相当する介護保険サービス：「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」「地域密着型通所介護」「小規模機能型居宅介護」

２．介護保険制度について

介護保険は 65 歳以上の方（第１号被保険者）と 40 歳から 64 歳までの方（第２号被保険者）が加入します。加入するための手続きは必要ありませんが、介護保険のサービスを利用するには要介護又は要支援の認定を受ける必要があります。

＜介護保険のサービスを利用することができる方＞

◎日常生活において、常に介護が必要な状態にある方（要介護者）

◎常に介護は必要でないが、日常生活に支援が必要な方（要支援者）

＜要介護・要支援認定の申請ができる方＞

１．第１号被保険者（65 歳以上）

２．第２号被保険者（40 歳から 64 歳まで）の健康保険加入者

※第２号被保険者については、老化が原因とされる次の病気により介護又は支援が必要となった方

① がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
② 関節リウマチ
③ 筋萎縮性側索硬化症
④ 後縦靭帯骨化症
⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症
⑥ 初老期における認知症（アルツハイマー病、レビー小体病、脳血管性認知症等　※ただし、外傷及び中毒等が原因のものは除く）
⑦ パーキンソン病関連疾患（パーキンソン病、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症）
⑧ 脊髄小脳変性症
⑨ 脊柱管狭窄症
⑩ 早老症（ウェルナー症候群等）
⑪ 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリーブ橋小脳萎縮症）
⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑬ 脳血管疾患（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等　※ただし、外傷性のものは除く）
⑭ 閉塞性動脈硬化症
⑮ 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、気管支喘息、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎）
⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※詳細については、介護認定給付課へお問合せください。

【窓　口】　介護認定給付課　　TEL　072-841-1460　FAX　072-844-0315

３．相談窓口

枚方市福祉事務所　障害支援課　㊎　㊍　㊐

枚方市大垣内町2丁目1番20号
TEL 072-841-1457
FAX 072-841-5123

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請受付をはじめ、障害者差別、各種制度、施策に関する全般的な相談を行っています。

相談支援センター　㊎　㊍　㊐

障害のある方やその家族からの相談に応じ、福祉サービスや福祉施設・福祉機器の利用相談、制度の紹介や情報の提供、自立生活のサポート等を行っています。
基幹相談センターでは地域の相談拠点として、総合的な相談業務及び地域の相談支援事業所への専門的な指導や地域移行・地域定着促進の取組等を行い、地域の相談支援体制強化の取組等を総合的に行っています。
また、各相談支援センターでは地域活動支援センターを併設し、それぞれのセンターの特性や地域の実情に応じて創作的活動、生産活動、社会との交流の機会を提供しています。

●基幹相談支援センター　①　②　③

①パーソナルサポートひらかた	中宮山戸町10－12－105	TEL 072-848-8825	FAX 072-848-7920
②地域支援センターゆい	上島東町14-1 上島御浜ビル2階	TEL 072-894-7470	FAX 072-894-7471
③相談支援センター陽だまり	交北2－7－15	TEL 072-809-0015	FAX 072-809-0015

●障害者相談支援センター　④　⑤　⑥

				区分
④地域生活支援センター にじ	伊加賀西町52－12	TEL 072-845-1451 090-8216-4911	FAX 072-845-1451	身㊍ 精難
⑤クロスロード	川原町9-4 第2浜田ビル2階	TEL 072-843-4100	FAX 072-843-4100	身知 ㊐難
⑥地域活動支援センター ののはな	長尾元町5-10-6 村田ビル1階	TEL 072-845-6883	FAX 072-845-6883	身知 精難
⑦相談支援センターロンド	宮之阪3丁目14-6	TEL 072-817-9678	FAX 072-817-9678	身知 精難

地域生活支援拠点等　㊎　㊍　㊐

地域生活支援拠点等とは、障害のある方の重度化・高齢化・「親なき後」に備えて、誰もが安心して地域での生活を続けられるようにするためのサービス提供体制を整備するもので、本市では相談支援センターを中心とした体制を構築しています。
※詳細については市ホームページをご覧ください。

【窓　口】上記相談支援センター
障害企画課　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

枚方市障害者虐待防止センター
㊎ ㊍ ㊌

枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号
枚方市役所　福祉事務所　障害支援課内
専用 TEL　072-841-5301　FAX　072-841-5123
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　syogaishien@city.hirakata.osaka.jp

障害者虐待に関する通報・相談等を専用電話で受け付けています。各関連機関と連携をとりながら適切な支援につなげます。
上記の基幹相談支援センター及び障害者相談支援センターでも通報・相談等を受け付けています。

大阪府障がい者自立相談支援センター
㊎ ㊍

大阪市住吉区大領 3 丁目 2－36
（身体障がい者支援課）　TEL　06-6692-5262
FAX　06-6692-5340
（知的障がい者支援課）　TEL　06-6692-5263
FAX　06-6692-3981

身体障がい者及び難病等による障がい者の補装具や自立支援医療（更生医療）の判定及び専門的相談・指導等（身体障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、巡回相談の場等に理学療法士（ＰＴ）及び作業療法士（ＯＴ）を派遣しています。また、高次脳機能障がいについての相談に応じています。
知的障がい者の判定及び専門的相談・指導等（知的障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、発達障がいを伴う知的障がいのある方々への支援を実施しています。

大阪府中央子ども家庭センター
㊎ ㊍ ㊌

寝屋川市八坂町28－5
TEL 072-828-0161　FAX　072-828-5319

18歳未満の児童を対象として、ケースワーカー・心理職・医師等の専門職員が総合的な相談・援助を行う専門機関（児童相談所）です。療育手帳の判定も行っています。

まるっとこどもセンター
㊎ ㊍ ㊌

枚方市岡東町19－1　OFFICE A　6階
TEL　072-840-7221
FAX　072-846-7952

乳幼児健康診査、概ね18歳未満の身体障害児及び長期療養児を対象に相談、訪問等を行っています。

枚方市健康福祉部　健康づくり課
㊎ ㊍ ㊌

枚方市大垣内町2－1－20
TEL　072-841-1458
FAX　072-841-3039（代）

健康相談、各種がん検診や国民健康保険の特定健康診査等を行っています。

枚方市保健所
㊎ ㊍ ㊌

枚方市禁野本町2-13-13
（保健予防課　難病・感染症等について　TEL　072-807-7625）
（保健医療課　こころの病気等について　TEL　072-807-7623）
FAX　072-845-0685

難病・感染症・こころの病気等についての相談・助言を行っています。

おおさか精神科救急ダイヤル　㊌

TEL 0570-01-5000

かかりつけの医療機関が診察を行っていない夜間・休日において、精神疾患を有する方やその家族等から、こころの病気の緊急時に電話をいただければ、必要に応じて精神科救急医療機関の利用について案内します。

枚方市社会福祉協議会　㊍

枚方市新町2－1－35 ラポールひらかた内
TEL　072-807-3017　FAX　072-845-1897

●こころの健康に関する理解と認識を得るための啓発活動を行うとともに、心に病のある方とその家族、また、自死遺族会組織、ボランティアグループへの活動支援等を行っています。

●枚方市こころの電話相談室による下記電話相談を開設しています。

こころの電話相談	毎日10時～16時 （12/31、1/1、1/2を除く）	TEL　072-846-5758
いのちのホットライン	毎週月・金曜日13時～20時 （12/31、1/1、1/2を除く）	TEL　072-861-1234

大阪府こころの健康総合センター　㊍

大阪市住吉区万代東3－1－46
こころの電話相談　TEL　06-6607-8814
（年末年始・祝日を除く平日　9時30分～17時）
※毎週水曜日は若者専門電話相談の「わかぼちダイヤル」として開設しています。
専門相談　06-6691-2818
（年末年始・祝日を除く月～金　9時～17時45分）
（※依存症相談は、第２・第４土　9時～17時30分も行っています）

●こころの電話相談
こころの病に悩む方、こころの健康に不安を持つ方、医療機関・障がい福祉サービスの情報等を知りたい方のために電話相談を行っています（電話によるカウンセリングではありません）。
毎週水曜日は「わかぼちダイヤル」として40歳未満の方のために電話相談を行っています。
●専門相談（予約制）
アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症を対象とした依存症相談、自死遺族の方を対象にした自死遺族相談を行っています。

ホームページアドレス　https://kokoro-osaka.jp

ハローワーク枚方（公共職業安定所）
㊐　㊎　㊍

枚方市岡本町7－1　枚方ビオルネ6階
TEL　072-841-3363　専門援助部門　部門コード 42＃
FAX　072-861-3920
年末年始、祝日を除く　8時30分～17時15分（月～金）

障害者の職業相談に応じ、就職のあっせんや訓練事業等を行っています。

枚方市障害者就業・生活支援センター
㊐　㊎　㊍

（相談場所）枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市役所　福祉事務所　障害支援課内
（常駐はしていません）
<運営法人（社福）であい共生舎>
TEL　090-2064-2188　（祝日を除く月～金　9時30分～16時30分）
FAX　072-857-0110

障害のある方の雇用に関する相談全般を受け付けています。
常駐しておりませんので、まずはお問合せください。

枚方市地域就労支援センター
㊐ ㊓ ㊕

枚方市岡東町12-1-502　サンプラザ１号館５階
（特定非営利活動法人　枚方人権まちづくり協会内）
TEL　072-844-8788　FAX　072-844-8799

障害や病気、休職、年齢等の理由で、働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因のために就労できない就職困難者に対し、専門コーディネーターによる就労相談や就労支援セミナー（パソコン講座等研修）を行い、関係機関と連携しながら就労につなげます。
　※職業案内紹介は行っていません。　※要予約

大阪障害者職業センター
㊐ ㊓ ㊕

大阪市中央区久太郎町2－4－11　TEL　06-6261-7005
クラボウアネックスビル4階　FAX　06-6261-7066

ハローワークや関係機関と連携し、障がいのある方の就職、職場定着、職場復帰のための職業相談・訓練評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援等を行っています。障害者手帳の有無に関わらずご利用いただけます。

(一財)大阪府
視覚障害者福祉協会　㊐

大阪市東成区中道1-3-59　TEL　06-6748-0615
（大阪府立福祉情報　FAX　06-6748-0616
コミュニケーションセンター内）

視覚障害者の日常生活上の問題について、相談を行っています。歩行や点字の生活訓練等も行っています。就学前の視覚障害のある幼児とその保護者に、通所による基本的生活習慣の療育支援や、電話等による相談・助言を行っています（希望教室）。

(一財)大阪府
身体障害者福祉協会　㊐

大阪市東成区中道1-3-59　TEL　06-6748-0312
（大阪府立福祉情報　FAX　06-6748-0316
コミュニケーションセンター内）

身体障害者の日常生活上の問題について、相談を行っています。

(公社)大阪
聴力障害者協会　㊐

大阪市東成区中道1-3-59　TEL　06-6748-0380
（大阪府立福祉情報　FAX　06-6748-0383
コミュニケーションセンター内）

ろうあ者の日常生活上の問題について、相談を行っています。また、手話通訳者の養成・派遣等を行っています。

(社福)大阪府
肢体不自由者協会　㊐

①守口障害者相談支援センターひだまり
守口市佐太中町7-5-5　TEL　06-6902-1600
FAX　06-6136-6753
②障害者相談支援センターかたの
交野市寺4-590-1　TEL　072-893-7006
FAX　072-893-7006
③寝屋川ぴょんぴょん相談室（障害児）
寝屋川市早子町23-2　TEL　072-811-5901
アドバンスねやがわ二号館　FAX　072-811-5901

障害者・児の日常生活上の問題について、３か所で相談を行っています。

(社福)大阪
手をつなぐ育成会　知

大東市末広町15-6　　TEL　072-869-6555
FAX　072-889-2365

知的障害者(児)に関する一般的な相談を行っています。

大阪府発達障がい者
支援センター
アクトおおさか

大阪市中央区内本町1-2-13　谷四ばんらいビル10階Ａ
TEL　06-6966-1313
FAX　06-6966-1531

大阪府在住（大阪市・堺市を除く）の発達障がいと診断されている、もしくは疑いのある方や、ご家族・関係機関からのご相談をお受けしています。ご相談内容に合わせて、発達障がいの特性に応じた助言や身近な地域の支援機関の情報提供等を行っています。また、発達障がいのある方々が身近な地域で自分らしく暮らしていけるように、機関コンサルテーションや普及・啓発、関係機関との連携や地域の支援体制の構築に向けての取組も行っています。
まずは、電話相談時間内（火～金曜日13:30～16:30　※祝日・年末年始を除く）にご連絡ください。
最新の情報はホームページでご確認ください。

ひらかた権利擁護成年
後見センター
「こうけん ひらかた」

枚方市新町2-1-35 ラポールひらかた１階
TEL　072-807-5442
FAX　072-845-1897

知的障害や精神障害等があり、ひとりで決めることに不安や心配を感じる方の契約や手続きをお手伝いする『成年後見制度』や、権利擁護に関するご相談に、福祉・医療の関係者や法律の専門家と連携しながら応じています。また、制度を広く知っていただくための講演会や研修会を実施するほか、弁護士・司法書士・社会福祉士による専門相談や専門職派遣も行っています。

枚方人権まちづくり協会

枚方市岡東町12-1-502 ひらかたサンプラザ１号館５階
TEL　072-844-8788
FAX　072-844-8799

人権なんでも相談。火・木・金曜：9:00～17:30（第３火曜は 12:30～17:15）

枚方市配偶者暴力
相談支援センター

場所は非公開
TEL　072-841-3134
FAX　072-846-7813

ひらかたＤＶ相談室（配偶者等からの暴力についての相談）
平日（9:00～17:30　土･日曜、祝日･年末年始は休み）

４．障害者手帳

（1）身体障害者手帳　　㊎

対象者：視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能に障害のある方。また、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方。

内　容：身体障害者手帳には、障害の程度により１級から６級の等級があり、手帳の交付を受けると各種の制度を利用することができます。

＜手続き＞

① 新規交付

窓口で所定の診断書用紙を受け取る	⇒	指定医師の診断を受ける	⇒	窓口で申請手続きをする	⇒	枚方市で審査後、手帳を交付

― 申請手続きに必要なもの ―

１．指定医師の診断書（３か月以内のもの）
２．顔写真　１枚（たて４㎝・よこ３㎝、原則脱帽、１年以内のもの）
３．診断書文書料の領収書（原本）
４．振込先となる本人名義の銀行口座
５．所得税等申告書兼税に関する調査同意書（用紙は障害支援課にあります）
６．個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
７．顔写真付きの本人確認ができるもの（免許証、障害者手帳等）
※代理の方が来られる場合は代理の方の顔写真付きの身元確認ができるもの（免許証等）が必要となります。
※３．４．に関しては、診断書文書料の助成制度に必要なもので、市民税非課税世帯の方が対象となります。

② 再交付

・障害の程度が変わったり他の障害が加わった場合は、新規交付と同じ手続きをしてください。
・手帳を紛失又は破損した場合は、顔写真（１年以内のもの）を持参のうえ手続きをしてください。
・住所又は氏名に変更があった場合は、手帳を持参のうえ届出をしてください。

★重度身体障害者家庭訪問診断
通院が困難な寝たきりの方（肢体に機能障害がある方のみ）について、医師が自宅訪問して障害の診断が可能となる場合もありますので、窓口までご相談ください。

③ 返還

・本人が死亡された場合は、手帳を窓口までご返還ください。
・障害の程度が変わり、法に定める障害に該当しなくなった場合は、手帳を窓口までご返還ください。
※手帳は、他人に渡したり、貸したりすることはできません。

【窓　口】　障害支援課　　TEL　072-841-1457　FAX　072-841-5123

（２）療育手帳　　㊅

対象者：大阪府中央子ども家庭センター又は大阪府障がい者自立相談支援センターで知的障害と判定された方。

内　容：療育手帳には、障害の程度により　Ａ・Ｂ１・Ｂ２　の区分があり、手帳の交付を受けると各種の制度を利用することができます。

＜手続き＞

① 新規交付・更新交付

窓口で申請 手続きをする	⇒	大阪府中央子ども家庭センターで判定（18歳未満） 大阪府障がい者自立相談支援センターで判定（18歳以上）	⇒	大阪府で 手帳を交付	⇒	枚方市窓口で 受け取る

― 申請手続きに必要なもの ―

１．顔写真　１枚（たて４㎝・よこ３㎝、原則脱帽、１年以内のもの）

２．個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）

★更新手続きについて
療育手帳に指定されている次回判定時期に【手帳・写真１枚・個人番号がわかるもの】を持参のうえ、手続きをしてください（判定時期のおよそ３か月前から手続きが可能です）。

② 再交付
手帳を紛失・破損された方は、顔写真１枚を持参のうえ手続きをしてください。

③ 住所・氏名の変更
住所・氏名に変更がある方は、手帳を持参のうえ届出をしてください。

④ 返還
・本人が死亡された場合や、手帳を必要とされなくなった場合は、手帳を窓口までご返還ください。
・府外に転出される場合は、障害支援課の窓口で手続きをしてください。
※手帳は、他人に渡したり、貸したりすることはできません。

【窓　口】　障害支援課　　TEL　072-841-1457　FAX　072-841-5123

（３）精神障害者保健福祉手帳　　㊍

対象者：統合失調症やうつ病・双極性感情障害（躁うつ病）等の気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症、高次機能障害、発達障害（自閉症・学習障害・注意欠陥多動性障害等）、その他の精神疾患のある方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。知的障害は対象外。

内　容：精神障害者保健福祉手帳には、障害の程度により１級から３級の区分があり、手帳の交付を受けると各種の制度を利用することができます。

＜手続き＞

① 新規交付・更新交付・等級変更

医師の診断書又は年金証書の写しを用意する	⇒	窓口で申請手続きをする	⇒	大阪府による診断書の審査又は年金受給状況の確認による審査	⇒	枚方市で手帳を交付

― 申請手続きに必要なもの ―

１．次のⅠかⅡかⅢのいずれか

Ⅰ　精神障害者保健福祉手帳用診断書（初診日から６か月以上経過した時点のもの）

Ⅱ・障害年金証書（精神障害を事由とする）原本又は写し

・直近の年金振込通知書又は直近の年金支払通知書

・年金事務所又は共済組合に照会するための同意書

Ⅲ・精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受給していることを証する書類

・年金事務所又は共済組合に照会するための同意書

２．顔写真　１枚（たて４㎝・よこ３㎝、原則脱帽、１年以内のもの）

３．精神障害者保健福祉手帳（更新・変更の場合）

４．個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）

５．顔写真付きの本人確認ができるもの（免許証、障害者手帳等）

※代理の方が来られる場合は代理の方の顔写真付きの身元確認ができるもの（免許証等）が必要となります。

★更新手続きについて

精神障害者保健福祉手帳の有効期間は２年です。更新の場合、有効期限の３か月前から手続きが可能です。

② 再交付

手帳を紛失・破損された方は、顔写真１枚（たて４㎝・よこ３㎝、原則脱帽、１年以内のもの）を持参のうえ、手続きをしてください。

③ 市内転居・氏名の変更

市内での住所変更及び氏名に変更がある方は、手帳を持参のうえ手続きをしてください。

④ 転入

枚方市外より転入された方は、手帳と顔写真１枚（たて４㎝・よこ３㎝、原則脱帽、１年以内のもの）を持参のうえ、手続きをしてください。

⑤ 返還

本人が死亡された場合や、障害に該当しなくなった場合は、手帳を窓口までご返還ください。

※手帳は、他人に渡したり、貸したりすることはできません。

【窓　口】　障害支援課　　TEL　072-841-1457　FAX　072-841-5123

５．医　療

（１）重度障害者医療費助成　　㊎ ㊍ ㊕

対象者：次の要件のいずれかに該当する方
① 身体障害者手帳１級、２級を所持する方
② 療育手帳Ａを所持する方
③ 身体障害者手帳３～６級と療育手帳Ｂ１の両方を所持する方
④ 精神障害者保健福祉手帳１級を所持する方
⑤ 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証を所持する方で
障害年金（又は特別児童扶養手当）１級該当の方
（所定の意見書により障害年金１級相当に該当する方を含む）
上記①～⑤のいずれかに該当し、健康保険に加入していること。
なお、前年の所得が基準額を超えない方に限ります。

内　容：健康保険が適用される医療費の自己負担分の一部を助成します。
※身体障害者手帳等を受けられた世帯で18歳以下の児童を養育されている場合、「ひとり親家庭医療費助成」を受けることができる場合があります。詳細は下記担当窓口にお問合せください。

＜手続き＞

重度障害者医療証（医療証）の交付申請をする	⇒	医療証の交付を受ける	⇒	医療機関で受診する際に、マイナ保険証又は資格確認書・医療証を提示する

― 申請手続きに必要なもの ―
１.身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費（指定難病）又は特定疾患医療受給者証のいずれか
２.健康保険の資格がわかるもの（資格確認書やマイナポータルの資格確認画面を印刷したもの等）
３.個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
４.顔写真付きの本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
５.障害年金証書又は特別児童扶養手当を受けていることがわかるもの（要件⑤の場合のみ）

【窓　口】　医療助成・児童手当課　重度障害者医療担当
TEL　072-841-1359　FAX　072-841-3039

（２）後期高齢者医療制度　　㊎ ㊍ ㊕

対象者：65～74歳で、次の要件のいずれかに該当する方
① 身体障害者手帳（１級～３級又は４級（音声・言語・下肢機能障害の一部）を所持する方
② 療育手帳Ａを所持する方
③ 精神障害者保健福祉手帳（１級、２級）を所持する方
④ 国民年金法等における障害年金１級、２級に該当する方

内　容：申請することで、後期高齢者医療制度に加入できます。
保険が適用される医療費の本人負担は、一般の方は１割、一定以上の所得のある方は２割、現役並み所得者は３割となります。
保険料は、現在加入している健康保険より安くなる場合と、高くなる場合があります。

― 申請手続きに必要なもの ―

1．身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は国民年金証書等
2．健康保険の資格がわかるもの（資格確認書やマイナポータルの資格確認画面を印刷したもの等）

【窓　口】　保険年金課　　TEL 072-841-1403　FAX 072-841-3716

（３）障害者(児)歯科診療　　㊎　㊍

対 象 者：近隣の歯科診療所で受診が困難な障害者(児)（受診の際は電話予約が必要）

医療機関：①枚方休日歯科急病診療所（枚方市医師会館３階）
枚方市禁野本町2－14－16　　TEL　072-848-0851　FAX　072-848-0851
毎週　木曜日　　午後１時～午後５時
月３回土曜日　　午後２時～午後６時
※土曜日の診療日については、上記診療所にお問合せください。
②枚方療育園（枚方総合発達医療センター）
枚方市津田東町2－1－1　　TEL　072-858-0373　FAX　072-858-9521
月曜日～金曜日　　午前10時～午後４時

（４）　自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）　　㊎　㊏

内　　容：心身の障害を除去・軽減するために自立支援医療の指定医療機関で受ける医療について医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

自己負担：医療保険が適用される医療費のうち９割までが健康保険やその他の制度を組み合わせた公費で支払われ、残りの１割が自己負担になります（生活保護世帯は負担なし）。
ただし、「世帯」の所得状況や疾病等に応じて、１か月あたりの自己負担上限額が設定されます。また、受診者の「世帯」の所得状況に応じて対象外となる場合があります。

＜自己負担の概要＞

		重度かつ継続　非該当	重度かつ継続　該当
非課税世帯	生活保護世帯	０円	
	低１　（収入 826,500 円以下）	２，５００円	
	低２　（収入 826,500 円超）	５，０００円	
課税世帯	中間１ （市民税所得割額 33,000 円未満）	医療保険の自己負担限度額 （※育成医療　5,000 円）	５，０００円
	中間２ （市民税所得割額 33,000 円以上 235,000 円未満）	医療保険の自己負担限度額 （※育成医療　10,000 円）	１０，０００円
	一定以上 （市民税所得割額 235,000 円以上）	公費負担の対象外	※２０，０００円

※令和９年３月 31 日までの経過的特例

＜手続き＞

支給認定申請手続きをする （指定医療機関の医師の所定の意見書又は診断書が必要）	⇒	判定を受ける	⇒	受給者証・自己負担上限額管理票の交付	⇒	指定医療機関で治療を受ける

①育成医療　　㊎

身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等により確実な治療効果が期待できるときに医療費を助成します（18 歳未満）。

― 申請手続きに必要なもの ―

１．自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
２．自立支援医療（育成医療）意見書
３．同意書兼世帯状況申出書（自立支援医療費（育成医療））
４．所得の区分に関する確認表
５．公的年金等の収入金額を証明する書類（市民税非課税世帯のみ）
６．加入医療保険の資格が確認できる書類の写し（同一保険に加入している家族全員分）
７．特定疾病療養受領証（健康保険加入者で人工透析を受けている方のみ）
８．個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
９．顔写真付きの本人確認ができるもの（免許証、障害者手帳等）
※代理の方が来られる場合は代理の方の顔写真付きの身元確認ができるもの（免許証等）が必要になります。
※１．２．３．４．の様式は障害支援課にございます。
※転入された場合等、課税地が枚方市でない場合は、同意書の他に課税地の市区町村民税課税証明書が必要となる場合があります。

②更生医療　　㊎

身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等により確実な治療効果が期待できるときに医療費を助成します（18 歳以上）。

― 申請手続きに必要なもの ―

１．自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書
２．自立支援医療（更生医療）意見書
３．自立支援医療（更生医療）費用明細表
４．同意書兼世帯状況申出書（自立支援医療費（更生医療））
５．所得の区分に関する確認表
６．公的年金等の収入金額を証明する書類（市民税非課税世帯のみ）
７．加入医療保険の資格が確認できる書類の写し（同一保険に加入している家族全員分）
８．特定疾病療養受領証（健康保険加入者で人工透析を受けている方のみ）
９．身体障害者手帳（お持ちでない場合は申請が必要）
10．個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
11．顔写真付きの本人確認ができるもの（免許証、障害者手帳等）
※代理の方が来られる場合は代理の方の顔写真付きの身元確認ができるもの（免許証等）が必要になります。
※１．２．３．４．５．の様式は障害支援課にございます。
※転入された場合等、課税地が枚方市でない場合は、同意書の他に課税地の市区町村民税課税証明書が必要となる場合があります。

③精神通院医療　　㊍

精神疾患（てんかんを含む）を有し、通院による精神医療を継続的に必要とするときに医療費を助成します。

― 申請手続きに必要なもの ―

１．自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
（氏名・住所等の変更の場合は、自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書（精神通院医療））

２．診断書（精神通院医療用）
（ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付と同時申請の場合は、精神障害者保健福祉手帳用診断書で代用できる場合があります。）

３．同意書兼世帯状況申出書（自立支援医療費（精神通院医療））

４．加入医療保険の資格が確認できる書類の写し（同一保険に加入している家族全員分）

５．受給者証の原本（新規申請を除く。他府県・大阪市・堺市からの転入は写し。）

６．個人番号がわかるもの（マイナンバーカード）

７．顔写真付きの本人確認ができるもの（免許証、障害者手帳等）
※代理の方が来られる場合は代理の方の顔写真付きの身元確認ができるもの（免許証等）が必要になります。
※１．２．３．の様式は障害支援課にございます。

	申請書	変更届	診断書	同意書	加入医療保険の資格が確認できる書類の写し　＊1	受給者証	個人番号が分かるもの
新 規	○		○	○	○		○
継続・再認定	○		○＊2	○	○	○	○
保険の変更	○			○	○	○	○
他府県・大阪市・堺市からの転入	○			○＊3	○	○（写し）	○
氏名・住所の変更		○				○	
医療機関の変更	○					○	

＊1　加入医療保険に係る「資格確認書」の写し又はマイナンバーカードの健康保険証利用登録（マイナ保険証）をされている場合は「マイナポータルの資格情報の画面」を印刷したもの又は「資格情報のお知らせ」の写し

＊2　診断書は２年に一度提出が必要です。
大阪府が発行する受給者証に「次回の診断書の添付の要・不要」の欄がありますので」確認してください。

＊3　転入された場合等課税地が枚方市でない場合に、同意書の他に課税地の市区町村民税課税証明書が必要となる場合があります。

【窓　口】　障害支援課　　TEL　072-841-1457　FAX　072-841-5123

６．福祉用具

（1）補装具の交付・修理　　㊎

身体上の障害を補うための用具の交付・修理が受けられます。原則として、補装具交付・修理の対象となる障害名が身体障害者手帳に記載されていること､難病患者等については所定の医師意見書が必要になります。また、用具には耐用年数の制限があります。耐用年数を経過していても、各種部品や消耗品の交換等、修理にて対応可能な場合は修理が優先となります。
また、品目によっては、大阪府障がい者自立相談支援センターの判定が必要となるものがあります。手続きに関する詳細は障害企画課までお問合せください。

※平成30年4月から、成長に伴い短期間で交換が必要となる障害のある児童や、障害の進行により短期間利用が想定される等、借受けが適当である場合に限り、補装具による借受けが認められます（借受け対象種目は① 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品② 重度障害者用意思伝達装置の本体③ 歩行器）。

※車いす・車いすクッション･電動車いす・歩行器・歩行補助つえは、介護保険でのサービスが優先されます（下の表で●印のついているもの）。

対 象 者：身体障害者手帳をお持ちの方、又は難病患者等（376 疾病）の方。ただし、本人又は配偶者の市民税所得割額が 46 万円以上の場合は、対象外となります。
※障害児（18 歳未満）の補装具については、障害児本人又はその保護者等の世帯員のいずれかが一定所得以上の場合であっても支給対象となります。

自己負担：価格の１割負担となりますが、本人又は配偶者の市民税額の有無、本人（児童の場合、その保護者の属する世帯）の年収等により、自己負担額の月額上限額を設けています。

市民税額の有無	自己負担月額上限額
生活保護受給者	自己負担なし
本人及び配偶者（障害児の場合は保護者の属する世帯）が市民税非課税	自己負担なし
① 対象者が 18 歳以上：本人又は配偶者が課税、かつ、いずれの市民税所得割額も 46 万円未満 ② 対象者が 18 歳未満：保護者の属する世帯が市民税課税	３７，２００円

＜ 種　類 ＞　　※●印は介護保険でのサービスが優先されます

品　　目	耐用年数	対　象　者
視覚障害者安全つえ	＊	・視覚障害者(児)・難病患者　等
義眼	２	・視覚障害者(児)・難病患者　等
眼鏡（色眼鏡は対象外）	４	・視覚障害者(児)・難病患者　等
補聴器	５	・聴覚障害者(児)・難病患者　等
義手	＊	・肢体不自由者(児)・難病患者　等
義足	＊	・肢体不自由者(児)・難病患者　等
装具	＊	・肢体不自由者(児)・難病患者　等
姿勢保持装置	＊	・肢体不自由者(児)・難病患者　等
●車いす（クッション含む）	６	・肢体不自由者(児) ・心臓・呼吸器障害者(児)　等【歩行困難】 ・難病患者　等

●電動車いす	６	・肢体不自由者(児) ・心臓・呼吸器障害者(児)　等【歩行困難】 ・難病患者等
●歩行器	５	・肢体不自由者(児)・難病患者　等
●歩行補助つえ（一本つえは日常生活用具）	＊	・肢体不自由者(児)・難病患者　等
起立保持具	３	18歳未満の肢体不自由児、難病患者　等
頭部保持具	３	18歳未満の肢体不自由児、難病患者　等
排便補助具	２	18歳未満の肢体不自由児、難病患者　等
重度障害者用意思伝達装置（まばたき、節電センサー等の特殊な入力装置を備え、障害者が容易に使用できるもの）	５	・重度の両上・下肢及び音声・言語機能障害者(児)で、原則として学齢児以上で意思伝達が本機によらなければできない方 ・難病患者　等
人工内耳用音声信号処理装置（標準型・残存聴力活用型）の修理に限る	＊	聴覚障害者(児)、難病患者　等

※耐用年数の記載のないもの（＊）は用具の内容により異なります。詳細は障害企画課へお問合せください。

＜手続き＞

申請手続きをする	⇒	①大阪府障がい者自立相談支援センターの判定を受ける （成人補装具交付　等） ②枚方市の判定を受ける （修理・児童補装具交付　等）	⇒	支給券を発行	⇒	支給券を業者に渡し、自己負担額が生じた場合は業者に支払い、用具を受け取る

― 申請手続きに必要なもの ―

１．補装具費給付申請書
２．身体障害者手帳（難病患者の方は所定の診断書）
３．業者の見積書
４．医師の意見書
５．個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
６．生活保護証明書（生活保護受給中の方のみ）

※代理の方が来られる場合は代理の方の顔写真付きの身元確認ができるもの（免許証等）が必要となります。
※大阪府障がい者自立相談支援センターによる巡回判定を受ける場合（要予約）、医師の意見書の提出を省略できる場合があります。
また、ご申請いただく用具の種類によって提出を省略できる場合があります。

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（２）難聴児及び若者難聴者への特別補聴器の交付　　㊎

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度、中度の難聴児及び22歳到達年度までの若者難聴者に対し、特別補聴器購入費用等の一部を助成します。事前に申請が必要ですので必ず障害企画課までご相談ください。

※対象者が18歳以上の場合、本人及び配偶者に所得制限があります。
※補聴器の交付を受けている難聴児及び22歳到達年度までの若者難聴者に対し、補聴器電池（詳細は30ページ）の給付制度があります。

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（３）聴覚障害児及び若者難聴者人工内耳音声信号装置等購入費助成事業　　㊎

内　容：人工内耳を装着している聴覚障害児及び22歳到達年度までの若者難聴者に対し、人工内耳音声信号装置の買い替え及び人工内耳用電池の購入に関する費用を助成します。事前に申請が必要ですので必ず障害企画課までご相談ください。

対象者：人工内耳を装着している聴覚障害児及び22歳到達年度までの若者難聴者
※身体障害者手帳（聴覚）を所持していることが条件となります。

限度額：人工内耳音声信号装置買い替え　300,000円（耐用年数５年）
人工内耳用電池　１台につき30,000円（年度に１度限り）
※人工内耳用電池については、対象者が18歳未満の場合は保護者の属する世帯、18歳以上の場合は本人とその配偶者が市民税課税世帯の場合１割負担。
※対象者が18歳以上の場合、本人及び配偶者に所得制限があります。

― 申請手続きに必要なもの ―
１．身体障害者手帳
２．業者の見積書
３．人工内耳装用者カード
４．生活保護証明書（生活保護受給中の方のみ）
５．医師の意見書（人工内耳音声信号装置買い替えの場合のみ）
※１月１日現在、枚方市民でない場合は保護者の属する世帯全員の転入前の市区町村で取得した市区町村民税課税証明が必要になります。

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（４）緊急通報装置の貸与　　㊎　㊟　㊍

対象者：65歳未満で１級、２級の身体障害者手帳若しくは療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの一人暮らしの方又はこれに準ずる方。ただし、65歳以上で、一人暮らしの方又はこれに準ずる方は健康福祉総合相談課で申請。

内　容：「相談」ボタンを押すとコールセンターにつながります。「緊急」ボタンを押すと消防署につながります。

条　件：ＮＴＴの一般加入電話回線をお持ちの方が対象となります。ＮＴＴの一般加入電話回線以外の回線をお持ちの方は、機器が正常に作動しない場合がありますので、その旨を承諾していただける方が対象になります。
新規設置時に設置負担額1,500円、維持費として毎月40円～50円程度の負担が必要です。

※「072」から始まる市外局番を持たない（「050」から始まる電話番号等）回線は申込できません。
※利用申請にあたり、緊急時の連絡先を２つ（２か所）ご用意ください。

― 申請手続きに必要なもの ―
◆身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（５）日常生活用具の給付　　㊐ ㊑ ㊒

日常生活における利便性向上のための用具の交付が受けられます。
原則として、給付の対象となる障害名が、手帳に記載されていることが条件となります。
用具には耐用年数の制限があります。各種部品、消耗品の交換・修理はできません。

対 象 者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、
難病患者等（376疾病）の方

自己負担：価格の一割負担となりますが､世帯の市民税額の有無により、自己負担額の月額上限額を設けています。

市民税額の有無	自己負担月額上限額
生活保護受給者	自己負担なし
本人及び配偶者（障害児の場合は保護者）が市民税非課税	自己負担なし
本人又は配偶者（障害児の場合は保護者）が市民税課税	２４，０００円

＜手続き＞

申請手続きをする	⇒	給付券を発行	⇒	給付券を業者に渡し、自己負担額が生じた場合は業者に支払い、用具を受け取る

― 申請手続きに必要なもの ―

１．日常生活用具給付申請書兼受領委任及び調査照会閲覧同意書
２．身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病患者の方は所定の医師意見書
３．業者の見積書（見積書取得の際、業者が本制度に対応できるか事前に確認をしてください）
４．生活保護証明書（生活保護受給中の方のみ）
※ 医師の意見書が必要な場合があります。
※１月１日現在、枚方市民でない場合は本人及び配偶者（障害児の場合は保護者）の転入前の市区町村で取得した市区町村民税課税証明が必要になります。

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

日常生活用具の品目は次のとおり

※●印は介護保険でのサービスが優先される用具です

品　　目	性　　能	対　象　者	耐用年数	限度額
視覚障害者用 ポータブル レコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの ※ﾒﾓﾘｰﾚｺｰﾀﾞ類は不可 ※再生機能のみも可	１級、２級の視覚障害者(児)で、原則として学齢児以上	６年	85,000円
視覚障害者用 時計	視覚障害者が容易に使用できるもの	１級、２級の視覚障害者(児)	10年	＜触読式＞ 10,300円 ＜音声式＞ 13,300円
点字 タイプライター	同　　上	１級、２級の視覚障害者(児)	５年	63,100円
電磁調理器	視覚障害者、知的障害者又は精神障害者が容易に使用できるもの	・１級、２級の視覚障害者 ・18歳以上の重度以上の知的障害者もしくは１級の精神障害者 ※視覚障害者については視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	６年	41,000円
視覚障害者用 体温計 （音声式）	視覚障害者が容易に使用できるもの	１級、２級の視覚障害者(児)で原則として学齢児以上 ※視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ※１世帯１台まで	５年	9,000円
視覚障害者用 血圧計	同　　上	１級、２級の視覚障害者(児)で原則として学齢児以上 ※視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ※１世帯１台まで	５年	16,800円
点字図書	点字により作成された図書（点字毎日（点字版・デイジー版）を含む）	主に情報の入手を点字によって行っている視覚障害者(児)	―	―
視覚障害者用 体重計	視覚障害者が容易に使用できるもの	１級、２級の視覚障害者(児)で原則として学齢児以上 ※視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ※１世帯１台まで	５年	18,000円
視覚障害者用 読書器	画像入力装置を読みたいものの上に置くことで簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	視覚障害者(児)で、原則として学齢児以上 ※本装置により文字等を読むことが可能になる方	８年	198,000円

※●印は介護保険でのサービスが優先される用具です

品　　目	性　　能	対　象　者	耐用年数	限度額
視覚障害者用 活字文書読上げ 装置	文字情報と同一紙面上に記載された文字情報を暗号化した情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	１級、２級の視覚障害者(児)で、原則として学齢児以上	６年	99,800円
歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障害者が容易に使用できるもの	１級、２級の視覚障害者(児)で、原則として学齢児以上	10年	7,000円
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータ画面の情報を点字等により示すことができるもの	１級、２級の視覚障害者(児)	６年	383,500円
点字器	視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害者(児)	７年 ※携帯用は５年	＜標準型A＞ 10,400円 ＜標準型B＞ 6,600円 ＜携帯用A＞ 7,200円 ＜携帯用B＞ 1,650円 ※点筆を含む
聴覚障害者用 屋内信号装置	音･音声等を視覚･触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター､聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む）	２級の聴覚障害者 ※聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯 ※１世帯１台まで （グループホーム可）	10年	87,400円
聴覚障害者用 通信装置 （ファクス）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用できるもの	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害がある方で、原則として学齢児以上 ※コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な方	５年	35,000円
聴覚障害者用 情報受信装置	映像、字幕及び手話通訳付き番組並びに災害時の聴覚障害者向け緊急情報等を受信し、かつ、地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	聴覚障害者(児) ※本装置によりテレビの視聴が可能になる方（テレビを除く） ※１世帯１台まで	６年	88,900円

※●印は介護保険でのサービスが優先される用具です

品　　目	性　　能	対　象　者	耐用年数	限度額
補聴器電池	補聴器用として使用するもの	・22歳到達年度までの身体障害者手帳（聴覚）を所持している方 ・枚方市難聴児及び若者難聴者特別補聴器給付事業で補聴器の交付を受けている方 ※年度に１度限り	―	１台 （片耳） 5,000円
●便器 （手すりつき・手すりなし）	障害者及び難病患者等が容易に使用できるもの ※取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	・１級、２級の下肢又は体幹機能障害者（児） ・難病患者等で常時介護を要する方 ※難病患者等は所定の意見書にて判断する	８年	＜手すりつき＞ 5,400円 ＜手すりなし＞ 4,450円 ＜ポータブル便器＞ 25,000円
特殊便器	足踏みペダル等で温水・温風が出るもの及び知的障害者（児）の介助者が用意に使用できるもの ※取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	・１級、２級の上肢障害者（児）又は重度以上の知的障害者（児）で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方で、原則として学齢児以上 ・難病患者等で上肢機能に障害がある方 ※難病患者等は所定の意見書にて判断する	８年	60,000円
●特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染や損耗を防止できる機能を持つもの	・１級の下肢又は体幹機能障害者で常時介護が必要な方 ・重度以上の知的障害者（児）及び１級、２級の下肢又は体幹機能障害児で、原則として３歳以上 ・難病患者等で寝たきりの状態にある方 ※難病患者等は原則３歳以上で所定の意見書にて判断する	５年	70,000円
●特殊寝台	腕・脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部、脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能があるもの	・１級、２級の下肢又は体幹機能障害者（児は不可） ・難病患者等で寝たきりの状態にある方 ※難病患者等は所定の意見書にて判断する（児は不可）	８年	154,000円
訓練用ベッド	腕・脚等の訓練のできる器具を付帯したもの	・１級、２級の下肢又は体幹機能障害児で、原則として学齢児以上 ・難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある児童 ※難病患者等は原則学齢児以上で所定の意見書にて判断する	８年	159,200円

※●印は介護保険でのサービスが優先される用具です

品　　目	性　　能	対　象　者	耐用年数	限度額
●特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者及び難病患者等又は介助者が容易に使用できるもの	・１級の下肢又は体幹機能障害者(児)で、原則として学齢児以上 ※常時介護が必要な方 ・難病患者等で自力で排尿できない方 ※難病患者等は原則学齢児以上で所定の意見書にて判断する	５年	67,000円
入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置で入浴させるもの	１級、２級の下肢又は体幹機能障害者(児)で、原則として３歳以上の入浴に介助を必要とする方	５年	82,400円
●入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者及び難病患者等又は介助者が容易に使用できるもの ※設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	・下肢又は体幹機能障害者(児)で、原則として３歳以上 ※入浴に介助を必要とする方 ・難病患者等で入浴に介助を要する方 ※難病患者等は原則３歳児以上で所定の意見書にて判断する	８年	90,000円
●体位変換器	介助者が障害者及び難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	・１級、２級の下肢又は体幹機能障害者(児)で、原則として学齢児以上 ※下着交換等に介助を必要とする者 ・難病患者等で寝たきりの状態にある方 ※難病患者等は原則学齢児以上で所定の意見書にて判断する	５年	15,000円
携帯用 会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能があり障害者が容易に使用できるもの（タブレットを除く）	音声機能もしくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由(児)で、発声・発語に著しい障害がある方で、原則として学齢児以上 ※発声・発語の著しい障害については所定の意見書にて判断する	５年	98,800円
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	１級、３級のじん臓機能障害者(児)で、原則として３歳以上 ※自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法をおこなう方	５年	51,500円
酸素ボンベ 運搬車	障害者が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法をおこなう方 ※所定の意見書にて判断する	10年	17,000円
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせられるもの	・１級、２級の身体障害者(児) ・重度以上の知的障害者(児) ・１級の精神障害者(児) ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（一世帯につき最大２台まで）	８年	15,500円

※●印は介護保険でのサービスが優先される用具です

品　　目	性　　能	対　象　者	耐用年数	限度額
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	・１級、２級の身体障害者(児) ・重度以上の知的障害者(児) ・１級の精神障害者(児) ・難病患者等 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者及び難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ※難病患者等は所定の医師意見書にて判断する	８年	28,700円
電気式 たん吸引器	障害者及び難病患者等が容易に使用できるもの	・３級以上の呼吸器機能障害者(児)又は同程度の身体障害者(児) ・呼吸器機能に障害がある難病患者等で必要と認められる方で、原則として学齢児以上 ※同程度とは所定の意見書によって判断する ※難病患者等は原則学齢児以上で所定の意見書にて判断する	５年	56,400円
ネブライザー （吸入器）	障害者及び難病患者等が容易に使用できるもの		５年	36,000円
吸引・吸入 両用器	電気式たん吸引器とネブライザー（吸入器）の機能を兼ね備えたもので障害者及び難病患者等が容易に使用できるもの ※電気式たん吸引器・ネブライザーとの併用は不可		５年	92,400円
頭部保護帽 (知的･精神用)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	・重度以上の知的障害者(児) ・１級の精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する方 ※てんかんの発作については所定の意見書により判断する	３年	12,160円 ※消費税相当分６%加算可
頭部保護帽 (身体障害者用)	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者(児)	３年	＜A＞ (スポンジ/布製) 15,200円 ＜B＞ (プラスチック製) 36,750円 ※消費税相当分６%加算可
訓練いす	原則として、付属のテーブルをつけること	１級、２級の下肢又は体幹機能障害児で、原則として３歳以上	５年	33,100円

※●印は介護保険でのサービスが優先される用具です

品　　目	性　　能	対　象　者	耐用年数	限度額
●居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害者及び難病患者等の移動等を円滑にする用具（手すり、スロープ、洋式便器等）で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ※壁を破壊して行う改修は不可。シャンプードレッサーも不可。	・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する方であって、３級以上かつ学齢児以上 ・難病患者等で下肢又は体幹が不自由な方 ※ただし、特殊便器の取替えをする場合は上肢障害２級以上の方に限る ※原則１回限り ※難病患者等は原則学齢児以上で所定の意見書にて判断する	ー	200,000円
●移動用リフト	介助者が重度身体障害者及び難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用できるもの ※天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く ※昇降いすは除く	・１級、２級の下肢又は体幹機能障害者(児)で、原則として３歳以上 ・下肢又は体幹機能に障害がある難病患者等 ※難病患者等は原則３歳以上で所定の意見書にて判断する	４年	200,000円
●移動･歩行支援用具（歩行支援用具）	①②のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く ①障害者及び難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	・平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者(児)で、原則として３歳以上 ・難病患者等で下肢が不自由な方 ※家庭内の移動等において介助を必要とする方 ※難病患者等は原則３歳以上で所定の意見書にて判断する	８年	60,000円
一本つえ	主体が木材（十分な強度を有するもの）で外装がニス塗装のもの、もしくは、主体が軽金属で外装は塗装をしていないもの	平衡機能又は下肢又は体幹機能障害者(児)	３年	＜木材＞ 2,200円 ＜軽金属＞ 3,000円 ※夜行材付は410円増。 ※外装に白・黄色ﾗｯｶｰ使用の場合は260円増。 ※消費税相当分10%加算可

※●印は介護保険でのサービスが優先される用具です

品　　目	性　　能	対　象　者	耐用年数	限度額
人工喉頭	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（笛式）もしくは、顎下部にあてた電動板を駆動させ、経皮的に口腔内に導き構音化するもの（電動式）	喉頭を摘出した方	５年 （笛式は４年）	＜笛式＞ 5,000円 （気管ｶﾆｭｰﾚ付きの場合は3,100円増） ＜電動式＞ 70,100円 （電池又は充電器を含む） ※消費税相当分６％加算可
情報・通信支援用具	パーソナルコンピュータの障害者向け周辺機器･アプリケーションソフト	１級、２級の上肢（片側可）又は１級、２級の視覚障害(児)で、原則として学齢児以上	―	100,000円
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	難病患者等の呼吸の状態を継続的にモニタリングする機能を有し、容易に使用できるもの	・人工呼吸器の装着が必要な方 ・３級以上の身体障害者(児)又は難病患者等で血中酸素濃度を日常的に観察する必要のある方 ※いずれも所定の意見書により判断する	５年	157,500円
人工呼吸器用外部バッテリー・自家発電機	地震や台風等の災害により停電となった場合の緊急時に備えて、通電を確保し、生命の維持を図るもの	・在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者(児)及び難病患者等 ※所定の意見書により判断する （原則１回限り）	―	100,000円
収尿器	男性用は、採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けたもので、ラテックス又はゴム製 女性用は、耐久性ゴム製採尿袋を有するもの、もしくは、ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	高度の排尿機能障害者(児)	１年	**- 男性用 -** ＜普通型＞ 7,700円 ＜簡易型＞ 5,700円 **- 女性用 -** ＜普通型＞ 8,500円 ＜簡易型＞ 5,900円

※●印は介護保険でのサービスが優先される用具です

品　　目	性　　能	対　象　者	耐用年数	限度額
ストマ用装具 （蓄便袋･蓄尿袋）	パウチ 及び対象品以下13品目 ①皮膚保護ペースト・パテ ②皮膚保護パウダー ③皮膚保護ウエハー ④皮膚被膜剤(スキンバリア) ⑤パウチカバー ⑥固定ベルト ⑦コンベック・インサート ⑧粘着剥離剤（リムーバー） ⑨ストマレッグバッグ （下肢装着用蓄尿袋） ⑩ナイト・ドレーナーバッグ （夜間用蓄尿袋） ⑪サージカルテープ ⑫皮膚保護剤穴あけ専用はさみ ⑬消臭剤（ストマ専用）	膀胱又は直腸機能障害者(児)	半年分ずつ一括給付 （４～９月分、10～３月分） ※給付券は年６枚（２か月で１枚） ※納品は２か月ずつ受けること （次月繰り越し不可）	蓄便袋 （直腸） 17,716円 （２か月分） 蓄尿袋 （膀胱） 23,278円 （２か月分）
紙おむつ	紙おむつ 尿取りパット おしりふき	次の３つのいずれかに該当する３歳以上の方で、かつ、所定の意見書によって必要と判断された場合 Ａ.ストマ周辺に、軽快の見込みのない皮膚の著しい糜爛（びらん）がある又はストマの変形があってストマ装具を装着できない Ｂ．先天性疾患（先天性鎖肛をのぞく）に起因する神経障害（二分脊椎等）によって、高度の排尿又は排便の機能障害がある Ｃ．先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある あるいは次の５条件すべてを満たす方で、かつ、所定の意見書によって必要と判断された場合 ①３歳以上である ②乳幼児期に発症した疾病による身体障害である ③自力でトイレに行けない ④自力で便座に座れない ⑤排尿・排便の意思表示ができず、介助による定時排泄もできない		24,000円 （２か月分）

（注）脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとします

（６）小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児が、日常生活をより円滑に行うために必要に応じて用具を給付します。

品目：便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす、歩行支援用具、電気式たん吸引器、特殊便器、ネブライザー、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、クールベスト、紫外線カットクリーム、頭部保護帽、人工鼻、ストマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）

― 申請手続きに必要なもの ―

１．小児慢性特定疾病医療受給者証
２．医師の意見書
３．業者の見積書
４．生活保護証明書（生活保護受給中の方のみ）

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（７）自助具に関する製作・展示・相談　　㊎　㊍　㊗

特定非営利活動法人自助具の部屋が、障害者(児)の方の障害の状況に応じた自助具の製作や相談を行っています。また、自助具の展示も行っています。

開所日・時間：月・水・金曜日の午前11時～午後３時まで
専門相談員：上記の時間に専門相談員が常駐
場　　所：大阪市北区松ケ枝町4-16コアシスキタ１階
TEL　06-4981-8492
Email　info@jijyogunpo.com

（８）車いすの短期貸出し　　㊎　㊍　㊗

手動車いすを短期間（おおむね３か月以内）無料で貸出ししています。電話で在庫を確認してからお越しください。
※原則、１年度につき１回限りの貸出しとなります。

【窓　口】	健康福祉総合相談課	TEL	072-841-1401	FAX	072-841-5711
	津田支所	TEL	072-858-1502	FAX	072-858-8364
	香里ケ丘支所	TEL	072-854-0401	FAX	072-852-3032
	北部支所	TEL	072-851-0330	FAX	072-855-2044

７．各種派遣と支援

（１）手話通訳者・要約筆記者の派遣・遠隔手話通訳サービス　㊎

対象者：枚方市在住の聴覚又は言語に障害のある方で身体障害者手帳を所持する方、又は市が必要と認めた方

内　容：公的機関、医療機関等に出向く必要があるときに、社会生活上コミュニケーションに支障をきたすと考えられる場合、遠隔手話通訳サービス、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。　※遠隔手話通訳サービスを利用する場合は、障害企画課で事前登録が必要です。

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（２）移動支援事業（ガイドヘルパー派遣）　㊎　㊍　㊏

対　象　者：屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者、身体障害者(児)、知的障害者(児)やひとりでの外出に困難のある精神障害者(児)、難病患者等（376疾病）。ただし、視覚障害者は障害者総合支援法上の施設入所者に限定。
※通院目的の利用はホームヘルプ(居宅介護)となりますので、別に申請が必要です。

内　　容：障害者(児)、難病患者等の社会生活上、必要な外出及び余暇活動等社会参加の際の円滑な移動を支援します。利用意向をもとに３か月あたりの利用可能時間と１か月あたりの負担の限度額を決定します。

利用者負担：原則、利用したサービスの一割負担となりますが、本人の市民税課税状況等により、１か月あたりの月額上限額を設けています。

課税状況等		利用者負担上限月額
生活保護世帯	本人の市民税非課税	０円
本人の市民税課税		２，０００円

※利用者が18歳未満の場合は、保護者の市民税課税状況で判断します。
※１月１日現在、枚方市民でない場合は転入前の市区町村民税課税証明書が必要です。

【窓　口】　障害支援課　　TEL　072-841-1457　FAX　072-841-5123

（３）障害児通学支援事業（通学ガイドヘルパー派遣）　㊎ ㊍ ㊕

対　象　者：次の①、②の要件すべてに該当するひとりでの通学が困難な市内在住の児童・生徒

① 次のいずれかに該当すること。
イ.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
ロ.児童相談所(中央子ども家庭センター等)若しくは精神保健指定医により知的障害があると判定されている方
ハ.発達障害、難病患者等（376 疾病）である旨の医師の診断書を有している方

② 小学校、中学校、高等学校、支援学校等に在籍し、保護者等の就労や病気等のやむを得ない理由があるため、その校長が通学困難な状況にあると認める場合（通学困難な状況が１か月以上継続すること）。
※保護者等の範囲には、同居の65歳未満の祖父母も含みます。
※申請には、就労証明書や診断書等、通学に保護者等が付き添えない理由を証明する書類が必要です。

内　　容：通学ガイドヘルパーを派遣して、ひとりでの通学が困難な児童・生徒の通学を支援します。学校・家庭での聞き取り調査の後、１か月あたりの支給時間と負担の限度額を決定します。

利用者負担：原則、利用したサービスの一割負担となりますが､本人（18歳未満は保護者）の市民税課税状況等により、１か月あたりの月額上限額を設けています。

課税状況等		利用者負担上限月額
生活保護世帯	本人の市民税非課税	０円
本人の市民税課税		２，０００円

※利用者が18歳未満の場合は、保護者の市民税課税状況で判断します。
※１月１日現在、枚方市民でない場合は転入前の市区町村民税課税証明書が必要です。

【窓　口】　障害支援課　　TEL　072-841-1457　FAX　072-841-5123

（４）日中一時支援事業　㊎ ㊍ ㊕

対　象　者：日中および放課後の見守り等が必要な障害者(児)、難病患者等（376疾病）

内　　容：介護する方の一時的休息等を目的として、障害者(児)、難病患者等の排せつ、食事の介護、放課後の見守り等を行います。利用意向をもとに１か月あたりの利用可能日数を決定します。

利用者負担：

課税状況等		利用者負担額	
生活保護世帯	本人の市民税非課税	０円	
本人の市民税課税		２時間未満	３００円
		２時間以上４時間未満	４５０円
		４時間以上６時間未満	６００円
		６時間以上８時間未満	７５０円
		８時間以上	９００円

※利用者が18歳未満の場合は、保護者の市民税課税状況で判断します。
※課税の方が送迎サービスを受けた場合、片道54円必要です。
※課税の方が２時間以上利用、かつ、18時以降にサービス利用を終了した場合、100円／回必要です。
※１月１日現在、枚方市民でない場合は転入前の市区町村民税課税証明書が必要です。

【窓　口】　障害支援課　　TEL　072-841-1457　FAX　072-841-5123

（５）盲ろう者通訳・介助者派遣事業　　㊎

対　象　者:18歳以上で視覚と聴覚に重複して重度の障害がある方で身体障害者手帳の１級又は２級の交付を受けた方
内　　容:公的機関、医療機関、通所施設への通所、余暇活動等の社会参加、買い物、銀行、食事、居宅内での情報提供等日常生活上必要な場合に通訳・介助者を派遣します。
利用者負担：なし

【窓　口】　社会福祉法人　大阪障害者自立支援協会　TEL 06-6748-0587　FAX　06-6748-0589

（６）訪問入浴サービス　　㊎

対　象　者：通所による入浴サービスを受けることが困難な在宅の重度身体障害者
内　　容：居宅を訪問し、入浴介護を行うもの（介護保険サービスが優先）
利　用　料：本人（児童の場合、その保護者）の市民税額に応じて利用者負担があります。

― 申請手続きに必要なもの ―
１．身体障害者手帳
２．診断書

【窓　口】　障害支援課　　TEL　072-841-1457　FAX　072-841-5123

（７）配食サービス　　㊎

対　象　者：65歳未満の重度の身体障害者で一人暮らしの方又はこれに準ずると認められる場合で身体の障害等により買物及び調理が出来ないため食事の確保が困難な方
内　　容：一日２食（昼・夜）を限度として必要な食事を配達し、同時に安否確認を行います。食事代は本人負担となります。

※申請の前に、ケースワーカーとの面談が必要となりますので、
まずは障害支援課（TEL　072-841-1457）へお問合せください。

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（８）視覚障害者リハビリテーション　　㊎

中途失明者や視覚障害者のいる家庭に指導員を派遣し、歩行・点字・パソコン等の生活訓練及び相談・助言を行っています。

【窓　口】　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　　TEL　06-6748-0615

（9）重度障害者入院時コミュニケーション支援事業　　身　知　精

対　象　者：次のいずれかに該当する方

① 意思疎通を図る事が困難で身体障害者手帳所持者で区分４から６の方（重度訪問介護の利用の方は除く）
② 意思疎通を図る事が困難で障害福祉サービス（重度訪問介護、施設入所支援、療養介護除く）又は移動支援事業又は日中一時支援事業を利用している方で、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者で行動援護の利用対象となる方、又は療育手帳所持者で区分３から６の方

内　　容：入院時、意思疎通に支援が必要な場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、医療機関のスタッフとご本人との円滑なコミュニケーションを支援します。

利用者負担：なし

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（１０）重度障害者等就労支援特別事業　　身　知　精

対象者：次の要件のいずれにも該当する方

① 市内に在住している方
② 本市による重度訪問介護、同行援護、行動援護の障害福祉サービスの支給決定を受けている方
③ 民間企業に雇用される方もしくは自営業者等で、週の所定労働時間が 10 時間以上又は当該事業を利用することで 10 時間以上になることが見込まれる方

内　容：重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を行う事業です。

利用料：サービスの提供に要した費用（重度訪問介護、同行援護、行動援護の報酬額と同額）の１割が利用者負担となります。
ただし、利用者本人と配偶者の市民税額に応じ、下記の月額が上限となります。

所得区分		月額負担上限額
生活保護	生活保護を受給している方	０円
低所得	障害者本人と配偶者の市民税が非課税の方	０円
一般	上記以外の方	９，３００円

【窓　口】　障害支援課　　TEL　072-841-1457　FAX　072-841-5123

８．税金の減免

（１）自動車税の減免　　㊎ ㊍ ㊐

移動手段として自動車を利用される方に、下記のような自動車税の減免制度があります。

障害者の範囲	所有（取得）者	運　転　者	使用目的
・18歳未満の身体障害者 ・18歳以上の軽度以外の身体障害者 ・軽度以外の戦傷病者 ・精神障害者（1級のみ） ・知的障害者	本人 又は 身体障害者の家族 （生計を一にする者）	本人 又は 身体障害者の家族 （生計を一にする者）	障害者がもっぱら自動車を日常の生活手段として通勤、通学、通院等のために使用する。 （本人が運転する場合は特に問いません。）
・18歳以上の軽度の身体障害者 ・軽度の戦傷病者	本人	本人	特に問いません

備考：① 自家用自動車で、障害のある方１人につき１台に限ります。
② 障害者向け構造変更の有無は問いませんが、生計を一にする方が運転される場合においては、車種・構造がもっぱら障害者の利用に適したものに限ります。
③ 精神障害者は、自立支援医療受給者証の交付を受けていることが必要です。
④ 申請期限は、車の登録（所有）状況により異なりますので、詳細については下記窓口までお問合せください。

【窓　口】
これから自動車を新たに取得する場合・・・・大阪府大阪自動車税事務所　寝屋川分室
TEL　072-823-1801　FAX 072-820-1143
すでに自動車を所有している場合・・・・・・大阪府北河内府税事務所
（ステーションヒル枚方　オフィスＢ　９階）
TEL　072-844-1331　FAX 072-846-3988

（２）軽自動車税の減免　　㊎ ㊍ ㊐

移動手段として軽自動車を利用される方に、下記のような軽自動車税の減免制度があります。

障害者の範囲	所　有　者	運　転　者
・18歳未満の身体障害者 ・18歳以上の軽度以外の身体障害者 ・軽度以外の戦傷病者 ・1級の精神障害者で、自立支援医療受給 ・知的障害者	本人 又は 生計を一にする者	・本人 ・生計を一にする者 ・常時介護する者 （障害者のみの世帯に限る）
・18歳以上の軽度の身体障害者 ・軽度の戦傷病者	本人	本人

※上記の他に次の車両も減免できます。
構造に変更を加えた軽自動車で、もっぱら身体障害者等の利用に供するもの。

備考：① ５月上旬に納税通知が届いてから、納期限（５月31日 ※休日の場合は翌開庁日）までの間に申請してください。納期限を過ぎると減免を受けられなくなるためご注意ください。
② 該当者１人につき普通自動車も含めて１台のみ減免を受けることができます。
③ 乗り換えにより所有する軽自動車等に変更があった場合は、再度申請が必要となります。
④ 申請に必要な書類等の詳細については、下記窓口までお問合せください。

【窓　口】　市民税課　　TEL　072-841-1352　FAX　072-841-3039

（３）所得税・住民税・その他の税の控除　　㊎ ㊍ ㊕

＜本人が障害者の場合＞

税　目	種　　類	内　　容	金　　額	窓　口
住民税	非課税限度額	前年の合計所得金額が135万円以下（給与収入では204万3,999円以下、公的年金収入では65歳以上の場合245万円以下、65歳未満の場合216万6,667円以下）	非課税	市民税課
	障害者控除	特別障害者の場合 特別障害者以外の場合	３０万円 ２６万円	
	障害退職加算	障害が起因で退職する場合、退職所得控除への加算	１００万円加算	
所得税	障害者控除	特別障害者の場合 特別障害者以外の場合	４０万円 ２７万円	税務署
	障害退職加算	障害が起因で退職する場合、退職所得控除への加算	１００万円加算	
相続税	障害者控除	障害者が、相続又は遺贈により財産を取得した場合、85歳に達するまでの期間をもとに控除	１年につき１０万円（特別障害者の場合は２０万円）	
贈与税	障害者非課税信託	特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて贈与を受ける信託受益権の価額のうち、6,000万円まで（特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円）の部分	非課税	

＜障害者を扶養する場合＞

税　目	種　　類	内　　容	金　　額	窓　口
住民税	障害者控除	特別障害者の場合 同居の特別障害者の場合、上記の控除へ加算	３０万円 ２３万円加算	市民税課
		特別障害者以外の場合	２６万円	
所得税		特別障害者の場合 同居の特別障害者の場合、上記の控除へ加算	４０万円 ３５万円加算	税務署
		特別障害者以外の場合	２７万円	

※所得税･住民税において「特別障害者」とは、身体障害者手帳１級又は２級の方、精神障害者保健福祉手帳１級の方、児童相談所・精神保健福祉センター等で重度の知的障害者と判定された方等をいいます。

※身体障害者手帳・療育手帳（Ａ又は児童相談所・精神保健福祉センター等で知的障害者と判定された方）・精神障害者保健福祉手帳をお持ちでなくても、介護保険の認定を受けている65歳以上の方は、障害者控除を受けられる場合があります。詳細は、介護認定給付課にご相談ください。

※贈与税において「特定障害者」とは、① 精神障害者、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある方又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害と判定された方 ② 精神保健福祉手帳の交付を受けている方等をいいます。

９．公共料金等の割引

（１）水道料金・下水道使用料の福祉減免　　㊎ ㊍ ㊏

対象者：① 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当のいずれかを受給している世帯
② 身体障害者手帳１級、２級又は療育手帳Ａの所持者がいる世帯
③ 精神障害者保健福祉手帳１級の所持者がいる世帯

内　容：本市に居住し、本市の住民基本台帳に登録している方で、上記のいずれかの対象者について、水道料金・下水道使用料の基本料金及び８㎥（１か月あたり）までの従量料金を減免します(既に減免を受けられている世帯、施設入所者、長期入院者等を除く)。
※ただし、対象者①から③のいずれかに該当する生活保護受給世帯は、令和８年10月検針分から福祉減免廃止。

― 申請手続きに必要なもの ―
１．該当する手帳又は証書等　２．ご使用水量等のお知らせ（又は領収書）

※同居親族以外の方が代理申請される場合は、委任状と代理の方の本人確認ができるものをご持参ください。
※転居された場合は、再申請が必要です。また、申請内容に変更があった場合（等級変更等）は、速やかに下記お客さまセンターまでご連絡ください。

【窓　口】　上下水道局 お客さまセンター　　TEL 072-848-5518　FAX 072-898-7760
（市役所本館１階又は上下水道局庁舎１階）

（２）ＮＨＫ放送受信料の減免　　㊎ ㊍ ㊏

全額が免除される世帯	①身体障害者手帳所持者がいる市民税非課税世帯 ②知的障害者がいる市民税非課税世帯 ③精神障害者保健福祉手帳所持者がいる市民税非課税世帯
半額が免除される世帯	①視覚障害者又は聴覚障害者が世帯主で受信契約者 ②１級、２級の身体障害者手帳所持者が世帯主で受信契約者 ③重度の知的障害者が世帯主で受信契約者 ④１級の精神障害者保健福祉手帳所持者が世帯主で受信契約者

障害企画課で発行する証明書をＮＨＫ大阪に提出（郵送）してください。
―証明発行に必要なもの―
１．身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
２．印かん
※１月１日現在、枚方市民でない場合は転入前の市区町村民税課税証明書が必要です。

【窓　口･郵送先】　ＮＨＫ大阪放送局中央営業センター
〒540-8501　大阪市中央区大手前4－1－20　　TEL 06-6937-9000　FAX 06-6937-3501

（３）少額貯蓄の利子等の非課税　　㊎ ㊍ ㊏

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等が受け取る貯蓄の利子等については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券（マル優）	左記の元本合計額が350万円までの利子
国債、地方債（特別マル優）	左記の額面合計額が350万円までの利子

【窓　口】　取扱い金融機関

（４）点字郵便物の無料扱い・点字ゆうパックの減額　　身

① 点 字 郵 便 物：点字のみを内容とするもので規定のサイズ内であれば、３kgまでは無料。
② 点字ゆうパック：点字のみを掲げた点字図書等を内容とするゆうパックは、別に定める料金に減額。30kgまで。

※梱包方法や料金等、詳細は郵便局へお問合せください。

【お問合せ】　郵便局

（５）ＮＴＴふれあい案内　　身　知　精

電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害や上肢等の不自由な方、知的障害や精神障害のある方を対象に無料で電話番号をご案内します。ご利用には事前登録が必要です。

対象者：① 身体障害者手帳をお持ちで、次の障害を有する方
- ・視覚障害　　１級～６級
- ・肢体不自由　　１級、２級（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ・聴覚障害　　２級、３級、４級、６級（１級、５級はなし）
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害　　３級、４級（１級、２級はなし）

② 療育手帳をお持ちの方
③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
④ 戦傷病者手帳をお持ちの方のうち一定の要件を満たす方

【事前登録・お問合せ】　ＮＴＴふれあい案内事務局　TEL　0120-104174
FAX　0120-104134

（６）携帯電話基本使用料等の割引　　身　知　精

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方について、基本料金等の割引が受けられます。

【お申込み・お問合せ】　各携帯電話取扱い店

（７）市立有料施設利用料の減免等　　身　知　精

総合スポーツセンター、王仁公園プール、総合福祉会館（ラポールひらかた）の温水プール、枚方宿鍵屋資料館等の市立有料施設では利用料の減免制度等があります。
対象となる方・利用料等については、各施設まで直接お問合せください。

（８）文化施設等の入場料金の割引　　身　知　精

映画館や美術館をはじめ、文化施設、レクレーション施設において身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に割引を行っている場合がありますので、券売場で手帳を提示してご利用ください。

１０．交通料金の割引

（1）旅客運賃の割引

① 鉄道（ＪＲ・京阪）　㊎ ㊍ ㊗

ＪＲ・京阪の鉄道について、下記のような割引をご活用いただくことができます。
※他の鉄道事業者の一部でも同様の割引があります。詳細は各窓口等にお問合せください。

●ＪＲ

種別	乗車の形態	割引適用乗車券	割引内容
第１種 身体 知的 精神	障害者本人が単独で乗車する場合（片道100㎞を超える利用のみ）	普通乗車券	５割引
	介護者とともに乗車する場合 （介護者は１名まで）	普通乗車券 定期乗車券 普通回数券 普通急行券	本人・介護者（１人）とも５割引 ※障害者本人が小児定期乗車券の対象者である場合は、介護者のみ５割引
第２種 身体 知的 精神	障害者本人が単独で乗車する場合（片道100㎞を超える利用のみ）	普通乗車券	５割引
	障害者本人が12歳未満であって、介護者と共に乗車する場合	定期乗車券	介護者（１人）のみ５割引

●京阪

種別	乗車の形態	割引適用乗車券	割引内容
第１種 身体 知的 精神	介護者とともに乗車する場合 （介護者は１名まで）	普通券 定期券 普通回数券	本人・介護者（１人）とも５割引 ※障害者本人が小児定期券の対象者である場合は、介護者のみ５割引
第２種 身体 知的 精神	障害者本人が12歳未満であって、介護者と共に乗車する場合	定期券	介護者（１人）のみ５割引

★スルッとKANSAI「特別割引用ICカード」

第１種の身体障害者、知的障害者及びその介護者の方は、「特別割引用ICカード」をご利用いただけます。
※スルッとKANSAI協議会に加盟しているICカード取扱機関（鉄道・バス社局）が対象です。
※2024年３月からスルッとKANSAI協議会が別途認める「特別割引用ICカード」取扱機関（JR西日本を含む一部の機関）でもご利用いただけるようになりました。

【申込方法】
１．申込書（駅等の窓口で配布）　２．身体障害者手帳又は療育手帳の写し
３．特別割引用ICカード手帳確認届（駅等の窓口で配布）
上記「１～３」を「スルッとKANSAI特別割引用ICカードサービスセンター」へ郵送してください。
※詳細は各取扱機関の窓口等にお問合せください。

② 京阪バス運賃　　㊐ ㊑ ㊒（詳細は京阪バス株式会社にお問合せください。）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を降車時に乗務員へご提示ください。

区　分	対　象　者	運賃種別	割　引　率
第１種 障害者 （大人・小児） 第２種 障害者 （小児）	本人 及び 介護者	普　通	５ 割
		定　期	３ 割 （大人・介護者のみ）
第２種 障害者 （大人）	本人のみ	普　通	５ 割
		定　期	３ 割

※小児とは小学生未満、大人とは中学生以上のことをいいます。
※他の路線バスでも同様の割引があります。詳細は各路線バスの運行会社等にお問合せください。

③ 航空運賃　　㊐ ㊑ ㊒

対　象　者	適用者	内　容	申込方法
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	本人 及び 介護者１名	国内線において、各航空運送事業者（一部を除く）が設定する割引があります。	各航空会社に お問合せください。

④ 有料道路の通行料金　　㊐ ㊑

通勤、通学、通院等の日常生活において、下記のような有料道路の割引をご活用いただけます。

対　象　者	運転者	対　象　自　動　車 ※ETC無線通行（ノンストップ走行）をご利用される場合は、 障害者の方お一人につき１台まで自動車登録できます	割引率
身体障害者手帳 第１種	本人 又は 介護者	【車種要件】 ●車検証に「自家用」と記載されており、用途欄に ①「乗用」と記載され、乗車定員が 10 人以下の車 ②「貨物」又は「特種」と記載され、一定の条件（道路会社発行の制度案内参照）を満たす車であること ●総排気量が 125 ccを超える二輪自動車 【所有者要件】 ●車検証記載の所有者が個人名義で、その所有者が、 ・障害者本人 ・配偶者 ・直系血族およびその配偶者 ・兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等であること ・親族が自動車を所有していないときは、障害者本人を継続して日常的に介護している方 ※法人名義は不可（ローン弁済までに所有権留保を除く）	通常料金の半額
身体障害者手帳 第２種	本人に 限る		
療育手帳 第１種	介護者 に限る		
療育手帳 第２種 精神障害者保健福祉手帳	<u>割引の対象にはなりません</u>		

●ETC無線通行（ノンストップ走行）を利用する場合　※自動車、ETCカード、車載器の事前登録が必要です。

― 申請手続きに必要なもの ―

1．身体障害者手帳又は療育手帳（原本）
2．登録を希望する自動車の車検証
3．自動車検査証記録事項（電子化された車検証の場合のみ必要。）
4．運転免許証（第２種の方は必須）
5．ETCカード
　・第１種の方で本人が20歳以上の場合は本人名義
　・第２種の方は年齢問わず本人名義
6．ETC車載器管理番号が確認できるもの（セットアップ申込書、証明書等）
　※別途その他の書類が必要となる場合があります（割賦契約書・リース契約書等）

★オンライン申請受付サイトのご案内

各種お手続き（新規申請・変更申請・更新申請）は、郵送不要でいつでもお手続きいただける「オンライン申請」が便利でおすすめです。
スマートフォンやパソコンから、24時間いつでも申請いただけます。なお、オンライン申請は「ETC利用登録をされる方」のみが対象となります。申請に必要な書類や、ご利用開始までの詳しい流れについては、以下のURLよりご確認いただけます。

オンライン申請受付サイト　https//www.express-diccount.jp

●一般レーン、混在レーン又はサポートレーンを利用する場合

対象者、運転者、割引率は上記「ETC無線通行（ノンストップ走行）を利用する場合」と同じです。
※ご本人の所有車だけでなく、親族・知人の自動車やレンタカー、また、タクシー（第1種の方のみ）等を利用する場合も割引の対象となります。
※窓口で申請書を記入の上、手帳に専用シールを添付する必要があります。

― 申請手続きに必要なもの ―

1．身体障害者手帳又は療育手帳（原本）
2．運転免許証（第２種の方は必須）

※詳細は各高速道路会社のホームページをご覧いただくか、ご利用される高速道路のお客さまセンターへお問合せください。

【オンライン申請及びETC障害者割引についてのお問合せ先】
有料道路ETC割引登録係　TEL　045-477-1233（平日9時～17時）
【申請窓口】　障害支援課　TEL　072-841-1457　FAX　072-841-5123

⑤ 福祉タクシー（一般・リフト付）の基本料金助成　㊎ ㊍ ㊌

対象者：下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれにも該当される方

Ⅰ 身体障害者手帳１級、２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級のいずれかの手帳を所持している方
Ⅱ 世帯の生計中心者の市民税所得割（1～６月申請の場合は前々年分、７～12月申請の場合は前年分）が12万円以下の世帯に属する方
Ⅲ 施設に入所されていない方（ただし、グループホーム・ケアハウス（軽費老人ホーム）・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅は施設として扱いません）

★申請月により配布枚数が異なります。月毎の使用枚数上限はありません。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
配布枚数（枚）	24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

＜次のページに続きます＞

内　容：タクシー利用時の基本料金（初乗り運賃）を助成します。
枚方市と契約している事業者のタクシーをご利用いただく際、降車時に障害者手帳と一緒にご提示いただくことで、基本料金（初乗り運賃）分が無料となります。乗車一回につき１枚利用できます。

― 申請手続きに必要なもの ―
身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
（代理の方が申請に来られる場合は、対象者の手帳と代理人の身分証明書が必要です）
※１月１日現在、枚方市民でない場合は転入前の市区町村民税課税証明書が必要です。
※毎年度、手続きが必要です。受付開始時期等については市ホームページをご確認ください。

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　　FAX　072-841-5123

⑥ タクシー料金　　㊨　㊥　㊩

対象者：身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
（精神障害者保健福祉手帳の場合、一部のタクシー事業者のみ対象）

内　容：タクシー料金の１割引（有料道路料金・駐車料金は対象外）。
乗車時に各障害者手帳をご提示ください。
※基本料金助成制度（初乗り運賃助成）と併用してご利用いただくことができます。
※タクシー事業者によっては割引制度をご利用いただけない場合もございますので、乗車時にご確認ください。

（２）福祉移送サービス　　㊨　㊥　㊩

対象者：１人では公共交通機関を利用することが難しく、次の①～⑤のいずれかにあてはまる方
① 身体障害者手帳をお持ちの方
② 療育手帳をお持ちの方
③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
④ 介護保険法に基づく要介護又は要支援認定を受けている方
⑤ その他、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害等のある方

内　容：発着地のいずれかが枚方市内の場合に、タクシー運賃の８割程度の料金で移送サービスを受けることができます。

＜手続き＞
各福祉移送サービス登録事業所において事前の会員登録が必要です。詳細は障害支援課まで。

【窓　口】　障害支援課　　TEL　072-841-1457　FAX　072-841-5123

（３）岡東町自動車駐車場の利用料　　㊨　㊥　㊩

対象者：身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方
（ミライロID対応可）
内　容：対象者が運転するか、もしくは同乗する普通自動車および５０CCを超すバイクの
一時使用料金および定期使用料金が半額になります。
使用料金の精算前に、事務室での手続きが必要です。

【窓　口】　岡東町自動車駐車場　（枚方市岡東町14－49）
TEL　072-843-1255　FAX　072-843-1255（指定管理者：ミディ総合管理（株））

（４）枚方市（有料）自転車駐車場の利用料　　㊨ ㊥ ㊩

対象者：枚方市内にお住まいで、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（ミライロID対応可）

内　容：対象者が運転する自転車およびバイクの一時使用（24時間又は翌日午前１時まで）料金及び定期使用料が半額になります（ただし、機械式自転車駐車場を除く）。
使用料金の精算前に係員へ手帳等を提示して、対象者（枚方市民等）であることの確認を受けてからご利用ください。なお、無人の駐輪場（※の箇所）については一部運用方法が異なります。詳細は指定管理者へお問合せください。

（R８.10.1から改定）

	所在地	ＴＥＬ	自転車	原動機付自転車	自動二輪車
町楠葉自転車駐車場	町楠葉1-9-40	072-867-4702	○	**駐車不可**	**駐車不可**
天満川自転車駐車場	楠葉並木2-40-10	072-867-4703	○	**駐車不可**	**駐車不可**
牧野東自転車駐車場	牧野阪2-1-2	072-857-5991	○	○	**駐車不可**
御殿山自転車駐車場	御殿山町1-7	072-849-4665	○	○	○（一時使用のみ可）
御殿山東自転車駐車場（※）	御殿山町5-4		○（定期使用のみ可）	○（定期使用のみ可）	**駐車不可**
枚方市駅東自転車駐車場	岡東町27-20	072-841-0189	○（翌日午前１時まで）	○（翌日午前１時まで）	**駐車不可**
枚方市駅東第二自転車駐車場（※）	岡東町653-10		○（定期使用のみ可）	○（定期使用のみ可）	**駐車不可**
枚方市駅西自転車駐車場	岡南町10-34	072-846-8959	○（翌日午前１時まで）	○（翌日午前１時まで）	**駐車不可**
枚方市駅西第二自転車駐車場（※）	新町1-7-6外		○（定期使用のみ可）	○（定期使用のみ可）	**駐車不可**
枚方公園自転車駐車場	伊加賀東町3-B1	072-844-5532	○（翌日午前１時まで）	○（翌日午前１時まで）	**駐車不可**
光善寺自転車駐車場	北中振3-18-1	072-834-5854	○（翌日午前１時まで）	○（翌日午前１時まで）	**駐車不可**
香里園町自転車駐車場	香里園町5-6	072-834-2286	○（翌日午前１時まで）	○（翌日午前１時まで）	**駐車不可**
宮之阪自転車駐車場（※）	宮之阪4-1-30	－	○	○	**駐車不可**
星丘自転車駐車場（※）	星丘2-2-65	－	○	○	**駐車不可**
村野自転車駐車場（※）	村野西町58-1	－	○	○	○
長尾自転車駐車場	長尾元町6-1-4	072-850-7425	○	○	**駐車不可**
藤阪自転車駐車場	藤阪南町3-1-20	072-859-4600	○	○	○
津田自転車駐車場	津田駅前1-15-15	072-859-6564	○	○	**駐車不可**
津田東自転車駐車場（※）	津田駅前2-25-25	－	○	○	○

【窓　口】　各市営自転車駐車場又は指定管理者
TEL 072-894-8061　FAX　072-894-8062　（指定管理者：サイカパーキング株式会社）
※令和10年４月以降、指定管理者の連絡先が変更となる可能性があります。
最新の情報は市ホームページでご確認ください。

１１．手当・年金・給付金

（1）障害児福祉手当　　㊎ ㊍ ㊐

対象者：重度の障害のために、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の方で認定基準に該当していることが所定の診断書により判断される方

① 身体障害者手帳１級、２級程度の身体障害のある方
② 知的障害の程度が最重度の方
③ 常時介護を要する程度以上の精神障害のある方
※身体障害もしくは知的障害の場合は、診断書を省略できる場合があります。
※このほかにも対象となる場合がありますので、事前にお問合せください。

支給制限：次に該当する場合は受給できません。
① 受給資格者又はその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき
② 児童福祉施設等の施設に入所している方及び子ども家庭センター等の公的機関の措置により入院している方
③ 障害を支給事由とする年金給付を受けている方

手　当：月　額　１６，５６０円（※令和８年４月の金額）
支給月：年４回（５・８・11・２月）申請日の属する月の翌月から支給対象になります。

― 申請手続きに必要なもの ―

１．身体障害者手帳又は療育手帳
２．手当認定用診断書（身体障害もしくは精神障害による認定の場合）
３．本人名義の金融機関口座を確認できるもの
４．個人番号のわかるもの（マイナンバーカード等）
５．顔写真付きの本人確認ができるもの（免許証、障害者手帳等）
※代理の方が来られる場合は代理の方の顔写真付きの身元確認ができるもの（免許証等）が必要になります。

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　　FAX　072-841-5123

（2）特別障害者手当　　㊎ ㊍ ㊐

対象者：重度の障害により、日常生活において常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の方で、次の支給要件を満たしている方が対象となる場合があります。
※ここでいう身体障害者手帳の等級は、手帳の総合等級ではなく障害の各部位の等級です。

① １級相当又は２級相当の異なる身体障害が重複している方
② １級相当又は２級相当の身体障害があり、かつ、最重度の知的障害のある方
③ 最重度の知的障害又は常時介護を要する程度以上の精神障害のある方で、所定の診断書により日常生活での動作および行動が著しく困難な状態にあると判断される方
④ １級相当又は２級相当の両上肢・両下肢・体幹機能障害がある方で、所定の診断書により日常生活での動作が著しく困難であると判断される方。半身障害がある方で、所定の診断書により日常生活での動作が著しく困難であると判断される方
⑤ １級相当の内部障害があり、所定の診断書により絶対安静の状態にあると判断される方
※手帳の取得は支給要件ではありません。
※このほかにも対象となる場合がありますので、障害企画課までお問合せください。

支給制限：次に該当する場合は受給できません。
① 受給資格者又はその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき（受給資格者の所得には、非課税である障害基礎年金等も含みます。）
② 障害者支援施設や特別養護老人ホーム等の施設に入所している方、および病院等や介護老人保健施設に継続して３か月を超えて入院している方
③ 大阪府重度障害者在宅介護支援給付金を受給されている方

手　当：月　額　３０，４５０円（※令和８年４月の金額）
支給月：年４回（５・８・11・２月）申請日の属する月の翌月から支給対象になります。

― 申請手続きに必要なもの ―
１．身体障害者手帳又は療育手帳
２．手当認定用診断書（省略できる場合あり）
３．年金証書（写）もしくは直近の年金支払通知書（写）
４．本人名義の金融機関口座を確認できるもの
５．個人番号のわかるもの（マイナンバーカード等）
６．顔写真付きの本人確認ができるもの（免許証、障害者手帳等）
※代理の方が来られる場合は代理の方の顔写真付きの身元確認ができるもの（免許証等）が必要になります。

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（3）大阪府重度障害者在宅介護支援給付金（大阪府重度障がい者在宅生活応援制度）　身　知

対象者：身体障害者手帳１級、２級と療育手帳Ａをあわせもつ重度障害者(児)の介護者。
ただし、重度障害者(児)が施設（グループホームも含む）に入所中、病院等に継続して３か月を超えて入院中および特別障害者手当を受給中の方は受給資格がありません。

手　当：月　額　１０，０００円
支給月：年４回（４・７・10・１月）申請日の属する月から支給対象になります。

― 申請手続きに必要なもの ―
１．身体障害者手帳および療育手帳
２．介護者名義の金融機関口座を確認できるもの

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（4）大阪府障がい者扶養共済　　身　知　精

障害者(児)の保護者が加入者となって、一定額の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は身体に著しい障害を有することになった場合に、障害者(児)に年金が支給されます。

対象者：身体障害者(児)（身体障害者手帳１～３級）、知的障害者(児)、精神障害者(児)（精神障害者保健福祉手帳１級、２級）又は同程度の永続的な障害のある方の保護者で、次の要件を満たしている方
① 大阪府内に在住（大阪市・堺市を除く）
② ４月１日現在で、65歳未満
③ 特別な病気や障害がない

掛　金：①（１口）月　額　９，３００円～２３，３００円
（加入者の年齢によって掛金額が異なります）。
② ２口まで加入できます。
③ 収入に応じ、掛金の減免があります。

＜次のページに続きます＞

生活保護世帯　……　掛金の一口目を全額免除
市民税非課税世帯　……　掛金の一口目を半額免除
所得割非課税世帯　……　掛金の一口目を３割免除

年金額：（１口）月　額　２０，０００円

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（５）特別児童扶養手当　　㊨　㊟　㊩

対象者：20歳未満で、政令に規定する障害のある児童を監護している父母又は父母に代わって児童を養育している方（養育者）。ただし、次のいずれかに該当するときは、手当が受けられません。

① 手当を受ける者（父、母、養育者）又は対象児童が国内に住所を有しないとき
② 児童が児童福祉施設、障害者福祉施設に入所しているとき（母子生活支援施設、保育所を除く。里親に委託されている場合は、里親が請求者となります。）
③ 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

手　当：特別児童扶養手当の等級　１級　月額　１人　５８，４５０円（※令和８年４月の金額）
特別児童扶養手当の等級　２級　月額　１人　３８，９３０円（※令和８年４月の金額）
※請求者又は配偶者及び扶養義務者（請求者の父母兄弟姉妹等で、同居している方）の所得額によって、全部支給か全部停止（支給なし）に決定されます。

支給日：年３回（４・８・11月）の11日。支給日が土・日・祝の場合は、その直前の金融機関の営業日となります。

― 申請手続きに必要なもの ―

１．請求者と対象児童の戸籍謄本（発行後１か月以内のもの）
外国籍の方は在留カード（請求者と対象児童分）
２．所定の様式の医師の診断書（身体障害者手帳又は療育手帳により省略できる場合があります。）※所定の様式の診断書は窓口で用意しています。申請の前に取りに来てください。
３．請求者名義の金融機関の通帳かキャッシュカード
（通帳がない場合のみキャッシュカードでも可、ただし一部ネット銀行不可あり）
４．個人番号のわかるもの（マイナンバーカード等）
※その他個人の状況により必要となるものがありますので、詳細は医療助成・児童手当課特別児童扶養手当担当までお問合せください。

【窓　口】　医療助成・児童手当課　特別児童扶養手当担当　　TEL　072-841-1408
FAX　072-841-3039

（６）児童扶養手当　　㊨　㊟　㊩

対象者：父母が婚姻を解消した対象児童や、父又は母が障害・拘禁等の政令に定めた状態にある対象児童を「監護している母」、「監護し同一生計の父又は養育者」。（対象児童とは18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童。又は20歳未満で政令に規定する程度の障害のある児童）

ただし、次のいずれかに該当するときは、手当が受けられません。

① 対象児童が児童福祉施設に入所しているとき（通園施設、母子生活支援施設等を除く）
② 対象児童が里親に委託されているとき
③ 手当を受ける者（父、母、養育者）又は対象児童が国内に住所を有しないとき　等

手　当：【月額】　４８，０５０円（※令和８年４月の金額）
【加算額】２人目以降　１１，３５０円（※令和８年４月の金額）
※所得に応じて一部支給停止・全部支給停止の場合あり

支給日：年６回（５・７・９・11・１・３月）の11日。支給日が土・日・祝の場合は、その直前の金融機関の営業日となります。

― 申請手続きに必要なもの ―

１．請求者と対象児童の戸籍謄本（発行後１か月以内のもの）
　　外国籍の方は在留期間が確認できる書類
２．申請者名義の金融機関の通帳かキャッシュカード
３．年金の受給がわかるものの写し（子の加算の有無が確認できるもの）
４．個人番号のわかるもの（マイナンバーカード等）
　　※その他個別の状況により必要となるものがありますので、詳細は医療助成・児童手当課
　　児童扶養手当担当までお問合せください。

【窓　口】　医療助成・児童手当課　児童扶養手当担当　TEL　072-841-1408
　　FAX　072-841-3039

（７）障害基礎年金　　㊎　㊍　㊕

国民年金加入中等に初診日(障害の原因となった病気やケガについて､初めて医師の診療を受けた日)のある病気やケガが原因で障害の状態になった方が､次の①および②に該当する場合に受給できます。20歳前の病気やケガにより障害の状態になった場合には､②に該当していれば障害基礎年金が受けられます。所得による制限があります。

対 象 者：① 初診日の前々月までの公的年金の加入期間の２／３以上の期間について、保険料が納付又は免除（納付猶予・学生納付特例を含む）されていること、又は令和18年３月31日までに初診日のある場合は、特例として初診日の前々月までの１年間に保険料の未納期間がないこと（保険料納付要件）。
② 障害認定日に、国民年金法に定められた障害等級の１級、２級であること。

年 金 額：１級の方　年　額　１，０５９，１２５円　（※令和８年４月の金額）
　　２級の方　年　額　　８４７，３００円　（※令和８年４月の金額）
子の加算：１人目・２人目　　２４３，８００円　加算　（※令和８年４月の金額）
　　３人目以降　　８１，３００円　加算　（※令和８年４月の金額）

※障害基礎年金の受給者に18歳到達年度の末日までにある子(障害者は20歳未満)がいる場合には、子の人数により加算が行われます。なお、配偶者が児童扶養手当を請求できる場合があります。
※障害年金生活者支援給付金…前年の所得額が一定基準額以下の障害基礎年金受給者に支給されます。

金　額：障害基礎年金１級の方　月　額　　７，０２５円　（※令和８年４月の金額）
　　障害基礎年金２級の方　月　額　　５，６２０円　（※令和８年４月の金額）

【窓　口】保険年金課 国民年金担当　　TEL　072 - 841-1407　FAX　072 - 841-3716　又は
　　日本年金機構（障害の原因になった初診日が第３号被保険者期間にある方）
　　（枚方年金事務所　TEL　072-846-5011　　FAX 072-846-2638）

（８）障害厚生年金　　㊎　㊕

初診日現在、厚生年金保険の被保険者であった方が、その期間内に生じた傷病により、障害者となり、保険料の納付状態等、一定の要件を満たしたときに障害厚生年金が支給されます。詳細は年金事務所へお問合せください。

【窓　口】　日本年金機構（枚方年金事務所　TEL　072-846-5011　FAX 072-846-2638）

（９）特別障害給付金　　㊎　㊍

国民年金の任意加入の対象であったときに任意加入していなかったため、その当時に負った障害で障害基礎年金等を受給していない方を対象に、福祉的な措置として特別障害給付金が支給されます。

対象者：　① 平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生
② 昭和61年３月以前の任意加入対象となっていた厚生年金保険、共済組合等の加入者の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日がある傷病により、現在、障害基礎年金の１級、２級相当の障害の状態にある方

所得額、老齢年金等の受給による制限があります。

金　額：障害基礎年金１級相当に該当する方 月額　５８，６５０円（令和８年４月の金額）
障害基礎年金２級相当に該当する方 月額　４６，９２０円（令和８年４月の金額）

【窓　口】　保険年金課 国民年金担当　　TEL　072-841-1407　FAX　072-841-3716

(10) 枚方市在日外国人障害給付金　　㊎　㊌

対象者：次の条件をすべて満たしている方　※所得制限があります

① 昭和57年１月１日より前に外国人登録をおこなっている方又は外国人であった方
② 同日以前に20歳に達していること
③ 障害の程度が１級、２級の身体障害者手帳又は療育手帳Ａの所持者で、それらの交付日又はその障害発生原因の傷病の初診日が、昭和57年１月１日以前であること
④ 公的年金を受給していないこと又は受給している公的年金の年額が240,000円未満であること
⑤ 生活保護を受給していないこと

金　額：月　額　２０，０００円
支　給：年２回（９・３月）

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

(11) 大阪府重度障がい者特例支援給付金　　㊎　㊌　㊍

対象者：次の条件をすべて満たしている方　※所得制限があります。

① 昭和57年１月１日より前に外国人登録をおこなっている方、又は外国人であった方
② 同日以前に20歳に達していること
③ 障害の程度が１級・２級の身体障害者手帳又は療育手帳Ａ又は精神障害者保健福祉手帳１級の所持者で、その交付日又はその障害発生原因の傷病の初診日が昭和57年１月１日以前であること
④ 公的年金を受給していないこと
⑤ 生活保護を受給していないこと

金　額：月　額　２０，０００円
支　給：年２回（４・10月）　　※（10）枚方市在日外国人障害給付金との併給が可能です。

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

１２．自動車

（１）自動車運転免許取得助成　　㊎

対象者：次の条件すべてを満たす方
① 身体障害者手帳１級、２級所持者
② 障害者本人の市・府民税が非課税
③ 自動車教習所の教習を終了した方
④ 免許証の交付を受けてから６か月以内の方

内　容：教習所に支払った費用として、１００，０００円を限度に助成します。

― 申請手続きに必要なもの ―
１．身体障害者手帳　２．自動車運転免許証　３．自動車教習所の修了を証明する書類
４．自動車教習所に払った金額の領収書

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（２）自動車改造費の助成　　㊎

対象者：次の条件すべてを満たす方
① 身体障害者手帳所持者
② 就労もしくは就労活動のために障害者本人が運転する
③ 自動車の運転・操向装置を改造する必要がある
④ 障害者本人もしくは家族が自動車を所有する

※改造を行う前に申請してください。また、世帯の所得状況によっては対象とならない場合があります。

内　容：自動車の運転・操向装置等の改造費用として、１００，０００円を限度に助成します。
ただし、過去５年以内に助成を受けた方は申請できません。また、２回目以降は現に就労していることが条件になります。

＜手続き＞

申請手続きをする	⇒	助成承諾の通知を受ける	⇒	改造を実施する	⇒	完了報告をする

※助成の確定は完了報告後となります。また、完了報告には、業者に改造費用を支払ったことがわかる書類（改造費用が記載された領収書（写）等）や改造した部分の写真等が必要となります。

― 申請手続きに必要なもの ―
１．身体障害者手帳
２．条件付き自動車運転免許証
３．業者の見積書
４．車検証（新車を購入する場合は後日提出）
５．改造部分の図面
６．在職証明等、本人の就労がわかるもの（２回目以降のみ）

【窓　口】　障害企画課　　TEL　072-841-1152　FAX　072-841-5123

（３）駐車禁止除外指定車標章の交付　　㊨ ㊥ ㊦

対象者：

①身体障害者手帳の交付を受けている本人で、以下の障害の区分・等級に該当し、かつ、歩行が困難である方

障害の区分	障害の等級
視覚障害	１級から３級まで又は４級の１
聴覚障害	２級又は３級
平衡機能障害	３級
上肢不自由	１級、２級の１又は２級の２
下肢不自由	１級から４級まで
体幹不自由	１級から３級まで
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能障害）	１級又は２級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害）	１級から４級まで
心臓機能障害	１級又は３級
じん臓機能障害	１級又は３級
呼吸器機能障害	１級又は３級
ぼうこう又は直腸の機能障害	１級又は３級
小腸機能障害	１級又は３級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	１級から３級まで
肝臓機能障害	１級から３級まで

※身体障害者手帳の内容によっては、除外標章交付対象とならない場合があります。

②以下の手帳の交付を受けている本人で、以下の障害の区分・程度に該当する方

区分	障害の程度
知的障害者	重度（Ａ）
精神障害者	１級
色素性乾皮症患者	等級指定なし
戦傷病者	等級指定なし（歩行が困難な方）

※戦傷病者については、障害名のうち「音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害」「乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害」及び「人免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」は対象となりません。

内　容：歩行困難な身体障害者等（以下「歩行困難者」という）が現に使用中の車両については、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を提出することにより、公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所又は時間制限駐車区間（パーキング・チケット発給設備の設置場所）の駐車禁止規制から除外されます。

― 申請手続きに必要なもの ―

＜本人が申請される場合＞

① 駐車禁止除外指定車標章交付申請書
② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾患医療受給者証等

＜代理人が申請される場合＞

① 駐車禁止除外指定車標章交付申請書
② 歩行困難者の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾患医療受給者証等
③ 歩行困難者の住民票の写し（申請日の前３か月以内に作成された個人番号の記載がないもの）
④ 歩行困難者と申請者の続柄を確認できる書面等

※その他、審査に必要な資料の提示を求めることがあります。
※詳細については下記窓口までお問合せ下さい。

【窓　口】　枚方警察署　交通規制係　TEL　072-845-1234　FAX　072-841-8251
　　交野警察署　交通規制係　TEL　072-891-1234　FAX　072-891-1346

（４）大阪府障がい者等用駐車区画利用証の交付　　㊨ ㊥ ㊩

<table>
<tr><th colspan="4">区分・交付要件</th><th>有効期間</th></tr>
<tr><td rowspan="9">身体障害者手帳</td><td colspan="3">視覚障害４級以上</td><td rowspan="13">対象者として要件に該当しなくなるまで</td></tr>
<tr><td colspan="3">聴覚障害３級以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">平衡機能障害５級以上</td></tr>
<tr><td>肢体不自由</td><td colspan="2">上肢２級以上</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">下肢６級以上</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">体幹５級以上</td></tr>
<tr><td></td><td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能２級以上</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>移動機能６級以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">内部機能障害４級以上</td></tr>
<tr><td colspan="4">療育手帳　Ａ</td></tr>
<tr><td colspan="4">精神障害者保健福祉手帳　１級</td></tr>
<tr><td colspan="4">難病患者（特定医療費（指定難病）受給者等）</td></tr>
<tr><td colspan="4">要介護状態区分 要介護１～５</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="3">妊産婦</td><td>単胎児の場合</td><td>母子健康手帳取得時から産後２年</td></tr>
<tr><td>多胎児の場合</td><td>母子健康手帳取得時から産後３年</td></tr>
<tr><td colspan="4">けが人等</td><td>車いす、杖等の使用期間（１年以内）</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他（上記以外の歩行困難者で医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者）</td><td>必要と認める期間（原則１年以内）</td></tr>
</table>

内　容：利用証は、車いす利用者用の青色の利用証、車いす利用者を除く障がい者、要介護者、難病患者用の緑色の利用証、妊産婦、けが人等用のオレンジ色の利用証の３種類があります。

＜手続き＞

１．障がい者等用駐車区画利用証交付申請書（申請書）に必要事項を記入し、申請に必要な書類の写し（氏名・住所・交付要件に該当がある部分）を添付し、下記申請窓口へ郵送してください（身体障害者の下肢・体幹１級、２級、脳原性運動機能障害移動機能障害1級または要介護３～５以外の方で、常時車いすを使用されている方は別途、証明書等も必要）。
２．利用証を郵送するために必要な切手（１８０円分）を同封してください。（切手以外不可）
３．上記、けが人及びその他に該当する方が更新申請される際には、交付済の利用証を返却してください。
４．申請書は、下記申請窓口での配布のほか、大阪府ホームページからもダウンロードしていただくことができます。
　※詳細については下記窓口までお問合せ下さい。

【郵送先・窓　口】　〒540-8570　大阪市中央区大手前2丁目
　大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
　TEL　06－6944－2362　FAX　06－6942－7215

１３．災　害

◆避難行動要支援者名簿の情報提供について　　㊎ ㊍ ㊐

枚方市では、災害時に自力で避難することが困難な方を対象に、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。新たに手帳を取得された下記対象者に、毎年、「同意書」を郵送し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて意思を確認しています。
※（注）施設等へ入所されている方は名簿情報提供の対象外です。

対象者：
①介護保険で要介護３～５と認定された方
②身体障害者手帳１級、２級を交付されている身体障害者(児)
③療育手帳Ａを交付されている知的障害者(児)
④精神障害者保健福祉手帳１級を交付されている精神障害者(児)
⑤障害者総合支援法に基づくサービスを利用している難病患者
⑥旧災害時要援護者名簿に登録された方

同意された場合は、平常時から避難支援等関係者へ名簿を提供します。提供された名簿は、避難支援等関係者によって、日頃の見守りや声かけ、地域の防災訓練等に活用されます。市及び避難支援等関係者が適正に管理し、避難行動要支援者への支援の取組以外の目的で使用することはありません。また、同意されない方や同意の意思が確認できない方については、避難支援等関係者に名簿情報を提供しません。
※過去に同意書の返信がない方や不同意だった方も、いつでもご相談いただけます。

【窓　口】　障害支援課　　TEL 072-841-1457　FAX 072-841-5123
　　介護認定給付課　TEL 072-841-1460　FAX 072-844-0315

１４．貸　付

◆大阪府生活福祉資金　　㊎ ㊍ ㊐

資金の貸付と必要な相談を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した在宅生活を送れるようにすることを目的とします。

対 象 者：低所得者、障害者又は高齢者の世帯のうち所得水準の基準を満たした世帯
内　　容：以下の資金について貸付（貸付には審査があります）。
・住宅の増改築、補修等に係る経費
・福祉用具等の購入に係る経費
・障害者用自動車の購入に係る経費
・負傷又は疾病の療養に係る経費
・介護サービス、障害者サービス等の受給に係る経費　　他

貸付条件：枚方市内に居住している（原則居住地と住民票が一致）世帯で、所得水準が基準を満たしていること。他にも条件がありますので、下記窓口までお問合せください。

福祉資金の他にも、総合支援資金や教育支援資金があります。
詳細は下記窓口までお問合せください。

【窓　口】　社会福祉法人　枚方市社会福祉協議会　　TEL　072-807-3017　FAX　072-845-1897

１５．住　宅

（１）大阪府営住宅　　㊨ ㊥ ㊦

住宅に困っておられる低所得の方のために、府営住宅では総合募集と随時募集を実施しています。そのなかに、福祉世帯向けの応募区分を設けています。また、車いす常用の身体障がい者(児)が住みやすいように設計された車いす常用者世帯向け住宅があります。

※年６回募集：４月・６月・８月・10月・12月・２月
※インターネットでの受付も行っています。

＜福祉世帯向け応募区分＞

対象者：申込者又は同居しようとする親族が次のいずれかにあてはまる世帯
① 身体障がい者世帯　② 知的障がい者世帯　③ 精神障がい者世帯
④ 結核回復者世帯　　他

＜車いす常用者世帯向け応募区分＞

対象者：身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けており、かつ、下肢又は体幹の機能障がいの程度が高い車いす常用者の方がいる世帯

【窓　口】〔枚方市内の府営住宅〕
株式会社東急コミュニティー　大阪府営住宅守口管理センター
TEL　06-6780-9115　FAX　06-6780-9339

（２）重度障害者住宅改造助成　　㊨ ㊦

日常生活において介助を必要とする重度身体障害者等が、在宅生活を送る上で日常生活動作の改善や介護者の負担軽減を図るために住宅改造が必要な場合、その費用の一部を助成します。

対象者：市内に住所を有し、かつ、次のいずれにも該当する世帯
① 下記のいずれかの手帳所持者がおられる世帯
Ⅰ　身体障害者手帳１級又は２級
Ⅱ　身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害で３級
Ⅲ　療育手帳Ａ（同程度と診断された人を含む）
② 生計中心者の所得税額（住宅ローン控除前の額）が７万円以下の世帯
③ 借家の場合は、所有者の改造承諾を得られること
④ 住宅改造助成事業を過去に利用したことがない住宅

内　容：次の箇所の改造で手すりの取りつけ、段差の解消等をします。
＜便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室　等＞
助成額：限度額 80 万円

助成率：生計中心者の所得税額により助成率が異なります。

区分	補助率
生活保護世帯及び非課税世帯	１／１
生計中心者の所得税額が０円超～４万円以下の世帯	２／３
生計中心者の所得税額が４万円超～７万円以下の世帯	１／２

【窓　口】　障害支援課　　TEL　072-841-1457　FAX　072-841-5123

１６．その他

（１）広報ひらかた　　㊎

希望される視覚障害者に、月１回発行する「広報ひらかた」の点字版･録音版を無料で郵送しています。また、「広報ひらかた」の録音版をもとに枚方市ホームページ上で「声の広報」を公開しています。

【窓　口】　広報プロモーション課　　TEL　072-841-1258　FAX　072-846-5341

（２）市議会　　㊎

希望される視覚障害者に、年６回発行する議会報の点字版･録音版を無料で郵送しています。
また、議会報の録音版（声の議会報）は、市議会ホームページで公開しています。本会議（毎年３月６月、９月、12月の定例月議会等）を傍聴する聴覚障害者に対し、手話通訳者を無料で派遣します。
希望される方は、事前に議会局に申込書を提出してください。
詳細は、議会局までお問合せいただくか、市議会のホームページをご覧ください。

【窓　口】　議会局　議事広報課　　TEL　072-841-1528　FAX 072-841-0240

（３）郵便等による不在者投票　　㊎

対象者：① 身体障害者手帳に以下の内容が記載されている方
・両下肢、体幹、移動機能の障害で１級、２級
・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害で１級、３級
・肝臓、免疫の障害で１級～３級
② 身体障害者手帳をお持ちで上記①の障害程度に該当すると枚方市長が書面により証明した方
③ 戦傷病者手帳に以下の内容が記載されている方
・両下肢、体幹の障害で特別項症から第２項症
・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害で特別項症から第３項症
④ 戦傷病者手帳をお持ちで上記③の障害程度に該当すると大阪府知事が書面により証明した方
⑤ 介護保険の被保険者証に要介護５の記載のある方
※いずれも枚方市の選挙人名簿に登録されている方のみ

内　容：自宅等で投票用紙に記入し、それを郵送することにより不在者投票ができます。

＜手続き＞
事前に郵便等投票証明書の交付申請が必要です。

【窓　口】　選挙管理委員会事務局　　TEL　072-841-1532　FAX　072-844-3479

（4）ふれあいサポート収集　　㊎ ㊍ ㊐

家庭ごみにおいて、日常のごみ出しが困難な高齢者、障害者等で構成される世帯を対象に、市の職員が玄関先まで戸別にごみの収集を行います。

対象者：市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者のみで構成される世帯で、かつ、ホームヘルプサービスを現に利用されている方

① 要介護１以上
② 身体障害者手帳１級、２級
③ 療育手帳Ａ
④ 精神障害者保健福祉手帳１級

＜手続き＞
環境事業課にお申込みください。申込み受付後、職員がご本人宅を訪問し、収集方法、収集場所を確認してサービス利用の可否を決定します。

※親族やご近所の方、ホームヘルパーやボランティア等の協力でごみ出しができる場合や特別養護老人ホーム、グループホーム等の福祉施設に入居している場合は対象になりません。

内　容：家庭から排出される「一般ごみ」「ペットボトル・プラスチック製容器包装」「空き缶、びん・ガラス類」「紙類(新聞紙、段ボール、雑誌、雑がみ）」「粗大ごみ」

【窓　口】　環境事業課　　TEL　072-849-7969　FAX　072-848-1821

（5）大型ごみ持出しサポート収集　　㊎ ㊍ ㊐

世帯を構成するすべての者が次の要件のいずれかを満たす場合、市の職員がご自宅を訪問し、屋内から大型ごみ等を搬出して収集します。

対象者：市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者のみで構成される世帯

① 65 歳以上　② 要支援１以上　③ 要介護１以上　④ 身体障害者手帳１級又は２級
⑤ 療育手帳Ａ　⑥ 精神障害者保健福祉手帳１級　⑦ 妊娠中および産後１年未満
⑧ 骨折等の傷病　⑨ （①～⑧）に該当する者と同一世帯の 18 歳未満

※親族やご近所の方、ボランティア等の協力で玄関先（所定の場所）へ大型ごみ等を排出することが可能な場合や福祉施設等に入居している場合は、利用の対象となりません。

＜収集できるごみ＞
大型ごみ（臨時ごみを除く）に限ります。
粗ごみ（大型ごみと同時に排出し、収集するものに限る。）

※取り外しや解体等、搬出以外の作業を伴う場合や玄関先等からの搬出が困難な場合は、収集することができません。

＜手続き＞
環境事業課へご相談ください。受付後、職員がご自宅を訪問し、大型ごみの搬出方法等を確認してサービス利用の可否を決定します。

【窓　口】　環境事業課　　TEL　072-849-7969　FAX　072-848-1821

（６）図書館　　㊎

点字図書や録音図書、大きな活字の本等、視覚障害者や高齢者にご利用いただける資料を貸出しているほか、日本語字幕の付いた映像資料（ＤＶＤ）等、聴覚障害者にご利用いただける資料も貸出しています。中央図書館５階には、視覚障害者の利用しやすいパソコンを設置し、「サピエ図書館」等のインターネット上の図書館の録音図書をご利用いただけます。２階の「こどものフロア」では、年数回「手話でたのしむおはなし会」を、６階の多目的室では「手話ブックトーク」や、視覚障害者や聴覚障害者も共に楽しめるよう音声ガイド・手話通訳・日本語字幕を付けた「バリアフリー映画上映会」も開催しています。
中央図書館と各図書館では視覚障害者等を対象に「対面読書」も行っています。読みたい本を朗読するサービスです。

【窓　口】　中央図書館・各図書館
（中央図書館）TEL　050-7105-8155　FAX 050-7105-8152
メールアドレス　toshokan5-3@city.hirakata.osaka.jp

（７）図書宅配サービス　　㊎　㊍　㊏

図書館に来館が困難な利用者に対し、宅配による図書の貸出を行います。

区分Ａ

内　容：「心身障害者用ゆうメール」（往）と「ゆうパック」（復）を利用した図書の宅配。
集荷あり（復）、送料無料（往復 図書館負担）。

対象者：①身体障害者手帳の肢体不自由（下肢又は体幹に係るものに限る）による１級、２級
②療育手帳Ａ
③精神障害者保健福祉手帳　１級、２級
④介護保険の要介護４、５

区分Ｂ

内　容：「障害者ゆうメール」を利用した図書の宅配。
集荷なし、障害者ゆうメールの送料（往復 利用者負担）。
※３kgを超えると一般のゆうパック扱いとなります。

対象者：① 身体障害者手帳の区分Ａの対象者以外
② 療育手帳の区分Ａの対象者以外
③ 精神障害者保健福祉手帳の区分Ａの対象者以外
④ 介護保険の要介護の区分Ａの対象者以外

＜手続き＞

図書館の利用登録に加え、図書宅配サービスの登録申請が必要です。必要な証明書（障害者手帳の原本　等）を添えて、市内の各図書館施設で申請してください。

【窓　口】　中央図書館　　TEL　050-7105-8155　FAX　050-7105-8152

（８）ラポールひらかた・福祉図書コーナー　　㊎　㊍　㊏

ラポールひらかた４階にある福祉図書コーナーでは、さまざまな福祉関連の情報を提供しています。図書、ビデオ、ＤＶＤ、点訳本、各種資料をご覧になれます。図書は館外貸し出しも行っています。開室時間は午前９時から午後５時 30 分。休室は、毎月第２日曜日と年末年始です。

【窓　口】　ラポールひらかた・福祉図書コーナー　　TEL・FAX　072－844－2442

（９）保育所（園）・幼稚園・認定こども園の保護者負担額の軽減　　㊎ ㊍ ㊕

年収約 360 万円未満に相当する世帯のうち、在宅障害児（者）のいる世帯の保育所（園）・幼稚園・認定こども園の保護者負担額を軽減する制度があります。詳細は保育幼稚園入園課までお問合せください。

【窓　口】　保育幼稚園入園課　　TEL　072-841-1472　FAX　072-841-4319

(10) ボランティアグループ　　㊎ ㊍ ㊕

枚方市ボランティアセンター（TEL　072-841-0181　 FAX　072-841-0182）、特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター（TEL　072-805-3537　FAX　072-805-3532）等に登録しているグループがさまざまな活動を行っています。

(11) ネットによる 119 番通報　　㊎



枚方市、寝屋川市、交野市で 119 番通報をする際に聴覚、音声・言語又はそしゃく機能の障害で、音声による 119 番通報が困難な方が消防に緊急通報できる方法があります。

＜ネット 119＞

内　　容：携帯電話やスマートフォンの画面を見ながら 119 番通報できるシステム。

対 象 者：枚方市内在住で聴覚、音声・言語又はそしゃく機能の障害により、音声による 119 番通報が困難な方。

申請方法：障害企画課又は枚方寝屋川消防組合（ホームページに掲載）で配布している申請書に必要事項を記入の上、下記まで郵送してください。

郵 送 先：枚方寝屋川消防組合　情報指令課
〒573-1191　枚方市新町１丁目７番 11 号
（TEL　072-852-9806　FAX　072-852-9926）

(12) 成年後見制度

認知症や知的障害、その他の精神上の障害等により、判断能力が不十分な方の権利を守る援助者である成年後見人等を選任することで、本人を法律的に支援する制度です。
詳細は、障害支援課（12 ページ）又はひらかた権利擁護成年後見センター（こうけんひらかた）（16 ページ）にお問合せください。

この「福祉のてびき」は
令和８年（２０２６年）７月１日現在の内容で作成しています。

令和８年（２０２６年）１０月発行

［お問合せ］枚方市　福祉事務所　障害企画課・障害支援課

電　話　０７２−８４１−１１５２（障害企画課 直通）
０７２−８４１−１４５７（障害支援課 直通）
０７２−８４１−１２２１（枚方市役所 代表）
ＦＡＸ　０７２−８４１−５１２３